

令和8年第2回府中町議会定例会

会 議 録 (第4号)

1. 開 会 年 月 日 令和8年3月 9日 (月)

2. 招 集 の 場 所 府中町議会議事堂

3. 開 議 年 月 日 令和8年3月17日 (火)

~~~~~○~~~~~

4. 出席議員 (18名)

|      |             |      |             |
|------|-------------|------|-------------|
| 議長   | 力 山 彰 君     | 副議長  | 森 本 将 文 君   |
| 2 番  | 橋 井 肇 君     | 3 番  | 安 部 智 恵 美 君 |
| 5 番  | 松 本 真 明 君   | 6 番  | 梶 川 三 樹 夫 君 |
| 7 番  | 木 田 圭 司 君   | 8 番  | 三 宅 健 治 君   |
| 9 番  | 川 上 翔 一 郎 君 | 10 番 | 西 山 優 君     |
| 11 番 | 坂 田 栄 一 君   | 12 番 | 山 口 晃 司 君   |
| 13 番 | 齋 藤 昇 君     | 14 番 | 宮 本 彰 君     |
| 15 番 | 田 中 伸 武 君   | 16 番 | 二 見 伸 吾 君   |
| 17 番 | 狩 野 雄 二 君   | 18 番 | 金 澤 映 里 子 君 |

~~~~~○~~~~~

5. 欠席議員 (0名)

~~~~~○~~~~~

6. 付議事件

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 一般質問
- 3 議員提出第1号議案 自治制度調査研究特別委員会設置に関する決議について

~~~~~○~~~~~

7. 説明のため会議に出席した者

|   |         |             |
|---|---------|-------------|
| 町 | 長       | 寺 尾 光 司 君   |
| 副 | 町       | 長 桑 原 強 君   |
| 教 | 育       | 長 新 田 憲 章 君 |
| 総 | 務 企 画 部 | 長 谷 口 充 寿 君 |

|                |           |
|----------------|-----------|
| 財 務 部 長        | 増 田 康 洋 君 |
| 福 祉 保 健 部 長    | 中 本 孝 弘 君 |
| 町 民 生 活 部 長    | 胡 子 幸 穂 君 |
| 建 設 部 長        | 磯 亀 智 君   |
| 建設部区画整理担当部長    | 井 上 貴 文 君 |
| 消 防 長          | 新 宅 和 彦 君 |
| 教 育 部 長        | 屋 敷 学 君   |
| 危 機 管 理 監      | 佐 藤 伸 樹 君 |
| 会 計 室 長        | 藤 永 美 香 君 |
| 町民生活部次長兼自治振興課長 | 倉 崎 誠一郎君  |
| 消防次長兼消防総務課長    | 橋 本 臣 彦 君 |
| 町民生活部次長兼下水道課長  | 岡 村 紀 行 君 |
| 政 策 企 画 課 主 幹  | 宮 迫 五 郎 君 |
| 総 務 課 長        | 梶 山 睦 生 君 |
| 健 康 推 進 課 長    | 平 岡 直 美 君 |
| 住 民 課 長        | 塩 月 久美子 君 |
| 都 市 整 備 課 長    | 高 橋 幹 君   |
| 建 築 課 長        | 原 田 司 君   |
| 区 画 整 理 課 長    | 大 神 規 正 君 |
| 警 防 課 長        | 瀬 戸 剛 君   |
| 予 防 課 長        | 池 本 琢 己 君 |
| 社 会 教 育 課 主 幹  | 小 路 和 司 君 |

~~~~~○~~~~~

8. 職務のため会議に出席した者

議 会 事 務 局 長 長 西 弘 子 君

~~~~~○~~~~~

9. 議事の内容

(開議 午前 9時30分)

○議長(力山 彰君) 改めまして、皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は18名で定足数に達しておりますので、議会は成立いたして

おります。よって、令和8年第2回府中町議会定例会第4日目の会議を開きます。

議事日程第4号を御覧ください。

本日の議事日程でございますが、御覧の日程で会議を進めてまいりたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(力山 彰君) 御異議なしと認めます。よって、議事日程のとおり会議を進めることに決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

○議長(力山 彰君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日は、3番、安部議員、5番、松本議員を指名いたします。よろしくお願ひします。

~~~~~○~~~~~

○議長(力山 彰君) 日程第2、一般質問を議題に供します。

昨日に引き続き、厚生関係の質問を行います。厚生関係第2項、感染症対策の現状について、7番、木田議員の質問を行います。

7番、木田議員。

○7番(木田圭司君) 7番、木田です。皆さんおはようございます。

それでは通告に基づいて質問いたします。

質問事項、感染症対策の現状について。

質問趣旨、新型コロナウイルス感染症の流行から6年目を迎えます。町では感染症対策の1つとして、予防接種の費用助成をされていますが、時間の経過とともに感染症対策に関する社会全体の危機意識が薄れつつあるように感じています。

一方、町が実施する定期接種のうち、高齢者を対象とした予防接種のワクチン費用には、自己負担額が高額なものもあり、県内自治体でも自己負担額に差が生じています。定期接種は、国の予防接種法で定められたものですが、町民に最も近い行政として、町民への情報提供や啓発、予防接種事業の現状と今後の見通しについて、2点お伺いいたします。

1つ、予防接種事業の接種状況、接種の促進及び啓発の取組状況について。

2つ、高齢者を対象とした予防接種で、自己負担額が県内市町と比較して高額となっているものもありますが、自己負担額の考え方について。

以上をよろしくお願いたします。

○議長（力山 彰君） 答弁。

福祉保健部長。

○福祉保健部長（中本孝弘君） おはようございます。福祉保健部長です。7番、木田議員からの一般質問、感染症対策の現状について答弁いたします。

感染症は、細菌やウイルス、寄生虫などの病原体が体内に侵入し、増えることによって体に異常が生じる状態のことです。病原体の体内への侵入経路を遮断することが感染予防ですが、病原体の種類、感染経路は様々で、日常生活において常に存在するリスクであり、感染症予防に対する意識は新型コロナウイルス感染症の流行以降、高まっていると言えます。

感染症の予防には、手洗い・マスクの着用・換気・予防接種が有効とされており、町ではこうした感染予防に対する周知・啓発を行っているところですが、特に予防接種の周知・啓発については、広報やホームページのほか、高齢者等で定期接種の機会が限定される対象者には個別通知による勧奨を行っています。

御質問の1点目、予防接種の接種状況と接種促進、啓発の取組について、町は予防接種法に基づき定期接種を実施していますが、分類としてA類とB類に分けられています。

A類は、感染力や重篤性が大きいことから、感染症のまん延予防を目的とし集団予防の観点から実施するもので、16歳までのお子さんを主に対象として、ロタウイルス、B型肝炎、結核BCGのことですが、麻しん風しんなど、9種類の予防接種を全額公費負担により実施しており、接種率はおおむね例年90%以上と高くなっています。なお、未接種者に対しては再勧奨の個別通知を行っています。

一方、B類は個人の発病と重症化予防を目的とし、個人的な予防の観点から実施するもので、主に高齢者を対象として、インフルエンザ、新型コロナウイルス、肺炎球菌、帯状疱疹の4種類の予防接種を実施しています。

費用負担については、原則一部負担金が発生しますが、非課税世帯及び生活保護世帯は減免により全額公費負担となっています。

接種率については、インフルエンザは令和7年12月末時点で51.5%となっていますが、新型コロナウイルス、肺炎球菌、帯状疱疹の接種率はいずれも20%を下回っている状況です。なお、肺炎球菌と帯状疱疹の接種については、定期接種として

の接種機会が限られていることから、対象者には個別通知を行い啓発しております。

御質問の2点目、高齢者を対象とした予防接種に係る自己負担額の考え方については、B類の定期接種においては、個人の予防に重点が置かれているもので、法的に接種義務がなく、自らの意思で接種を希望する者のみに接種を行うものであることから、原則として接種委託料から手技料を除いた、ワクチン代相当額を自己負担金としています。

ワクチンの価格は公定価格ではないので、市場価格で算定しているところですが、生活圏・医療圏を同じとする地域で自己負担金に差が生じることのないよう、近隣市町との価格調整についても行った上で、自己負担金として設定しております。

答弁は以上です。よろしく申し上げます。

○議長（力山 彰君） 2回目の質問はございますか。

7番、木田議員。

○7番（木田圭司君） 7番、木田です。御答弁ありがとうございました。

今回この質問をさせてもらったのが、私も高齢の両親を抱えております。コロナワクチン接種後に同級生が翌日に亡くなったというのもあって、なかなか因果関係を証明するのが難しいみたいなんですけど、遺族とすれば、やはりワクチン打った次の日に亡くなったということなので、ワクチンであろうと、そう考えるのが自然ではないかと思います。

あとは、いろんな講演・講習・勉強会とかに行った時にはドクターがマスクは意味がないとか、ワクチン意味がないとか、そういう発言をされるドクターもおられて、結構皆さん悩んでるというか、迷っていると思います。最終的には自己判断になるんだろうと思いますけど、やはりその判断する材料をちゃんと知らせていただきたいと、現状はこういうことなんだというのを、皆様に教えていただきたいというのも込めて、この質問させてもらってます。よろしく申し上げます。

では、2回目の質問に入らせていただきます。

高齢者の予防接種は、乳幼児や子どもの予防接種と比較して、接種率が低いように思います。特に、コロナワクチンや先ほどあった带状疱疹ワクチンは、自己負担額が高いことも要因としてあると思います。これらのワクチン接種に係る今後の見通しについて、お伺いいたします。

また町では、定期接種以外の予防接種、いわゆる任意接種についても実施していま

すが、任意接種の接種状況もお伺いします。

以上、2点よろしくお願ひいたします。

○議長（力山 彰君） 答弁。

健康推進課長。

○健康推進課長（平岡直美君） 健康推進課長です。7番、木田議員からの2回目の御質問について、答弁いたします。

御指摘のとおり、高齢者の予防接種は子どもの接種率と比べて低くなっており、自己負担額が高いことや、ワクチンに対する個人の考えも影響していると推測しています。B類疾病の自己負担額については、先ほど説明しましたとおりワクチン代相当を自己負担額としており、ワクチン代は市場価格により決定をしていることもあり、現在のところ価格が下がるなどの見通しを持つことは困難です。

なお、特に令和7年12月末時点の接種率が11.8%と低い新型コロナについては、接種期間を10月から1月までとじていましたが、この3月末まで延長し、接種機会の確保に努めているところです。そのほかの予防接種についても、今後も周知・啓発を行い、接種体制及び接種機会の確保に努めてまいります。

また、任意接種については、町の独自事業として、おたふくかぜと成人風疹の2種類の予防接種の費用助成を、平成12年から実施しています。失礼しました。平成28年から実施しています。

おたふくかぜは、1歳から就学前のお子さんを対象として、成人風疹は風疹抗体価の低い妊娠を希望する人や妊婦の家族を対象としており、おたふくかぜは4,000円、成人風疹は5,000円を上限に費用助成を行っています。おたふくかぜの接種率は例年90%前後となっており、成人風疹は令和6年度実績で71件助成をしております。

答弁は以上です。よろしくお願ひします。

○議長（力山 彰君） 3回目の質問はございますか。

7番、木田議員。

○7番（木田圭司君） 7番、木田です。御答弁ありがとうございました。

新型コロナ感染症が5類に分類されてから約3年となります。冒頭に言いましたように、だんだんと日常が戻ってきているうちに、感染症に対する危機意識が薄れつつあるように思います。ただ、新たな感染症の発生といった事態はいつ起こるか分かり

ませんので、町としても、引き続き接種体制の確保と町民への情報提供、啓発に取り組んでいただきたいと思います。

以上を要望いたしまして、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（力山 彰君） 以上で、第2項、感染症対策の現状について、7番、木田議員の質問を終わります。

続いて、厚生関係第3項、安全安心な交通社会の実現に向けた取組について、4番、森本議員の質問を行います。

4番、森本議員。

○4番（森本将文君） おはようございます。4番、森本です。通告に従いまして、安全安心な交通社会の実現に向けた取組について、質問をさせていただきます。

令和8年は、道路交通法が改正され、自転車並びに自動車ユーザーを取り巻く環境が大きく変わる年となります。まずは、本年4月1日、再来週からになりますが、自転車に対して、交通反則通告制度、いわゆる青切符制度が導入されたり、狭い道路で自動車が自転車を強引に追い越すことが法令違反になったりします。さらに、本年9月1日には、生活道路における自動車の法定速度が時速60キロから30キロに引下げとなります。

府中町は、商工住のバランスの取れたコンパクトな町ということもあり、移動手段として、公共交通機関だけでなく、自家用車や自転車を活用する方も多く、今回の法改正の影響は広範囲に及びます。中でも、私が危惧しているのが自転車です。自転車に関しては、車道通行が原則ですが、次の3つの場合は例外となります。

1つ目は、道路標識、もしくは道路標示で歩道通行ができるとされているとき。

2つ目は、13歳未満から70歳以上、または一定の身体障害を有する方が運転するとき。

3つ目は、安全確保のため、自転車の歩道通行がやむを得ないと認められるとき。具体的には、著しく交通量が多かったり、車道の幅が狭かったりする場合を指すとのこと。

今述べました例外3つのうち、1つ目と2つ目につきましては分かりやすいものですが、3つ目、著しく交通量が多い場合や車道の幅が狭い場合に関しましては、個々の主観によって捉え方が変わってくるため、非常に分かりにくく感じます。実際に、

同じような感覚を持たれている町民の方もおり、今回の法改正を受け道幅の狭い場所が多い府中町において、自転車はどこを走ればよいのか分からない。自転車と自動車の事故が増えるのではないかとといった不安の声をうかがうことがあります。

先日、行われた予算特別委員会におきましても、木田議員から全く同じ指摘がございました。このように、自転車、自動車ユーザー双方が、そして御高齢の方やお子さんを自転車に乗せて運転する保護者が、様々な立場の方が不安に思われているのが現状です。

当町は、第11次府中町交通安全計画に基づき、安全安心な交通社会の実現に向けて、道路環境の整備や交通安全の啓発など、ハードとソフトの両面で様々な施策に取り組み続けてきました。引き続き、車道を走る自転車と自動車が共存できる環境を整備していくことは不可欠ですが、それ以外にも、今回のようなときには変化点を捉えて、その内容に応じた交通ルールの周知・啓発を地域特性に基づいて図っていくことが重要であると考えます。

つきましては、2点をお伺いします。

1点目、本年の道路交通法改正内容について、誰を対象に周知・啓発を図られているのでしょうか。また、今後図っていくのでしょうか。

2点目、周知・啓発の内容は、当町の実態に基づいたものとなっているのでしょうか。

以上、御答弁よろしくお願ひいたします。

○議長（力山 彰君） 答弁。

町民生活部長。

○町民生活部長（胡子幸穂君） おはようございます。町民生活部長です。4番、森本議員の一般質問、安全安心な交通社会の実現に向けた取組について答弁します。

近年、自転車は通勤・通学や買物など町民の日常生活に欠かせない移動手段として広く利用されておりますが、その一方で、後を絶たない交通事故の発生が大きな社会問題となっております。

警察庁の統計によりますと、全国の自転車関係事故は年間およそ7万件規模で推移しており、交通事故全体に占める割合も2割を超える水準に達しています。広島県内では令和元年度以降、減少傾向とはなっているものの、事故件数は年間約900件で推移しています。事故の傾向としては、高校生による朝・夕の割合が高く、自動車と

の出会い頭が一番多くなっております。さらに県内では毎年、10人前後の方が死亡されています。

当町の場合では、令和元年以降、自転車の事故件数は20件前後で推移していますが、令和3年に1名の死亡事故が発生しております。近年、電動アシスト自転車の普及も進み、坂の多い本町でも、自転車は町民の身近な移動手段として不可欠なものとなっております。このように自転車利用が拡大する中、自転車の安全対策は喫緊の課題であると認識しております。

こうした背景を踏まえ、国は自転車をめぐる交通秩序の確立を重要政策として位置づけ、道路交通法を改正し、自転車にも交通反則通告制度、いわゆる青切符による反則金制度を導入する方針を示しました。この青切符の導入が、令和8年4月1日から施行されます。これにより、信号無視、一時停止無視、逆走、携帯電話を使用している運転、歩行者妨害など、事故に直結する悪質・危険な違反行為について、警察は検挙を行います。

これまで指導中心であった自転車の取締りが、より実効性を持つことになり、さらに今年9月にも生活道路における自動車の法定速度が、時速60キロから30キロへ引き下げられることから、事故抑止効果が期待されております。自転車は法律上軽車両に位置づけられ、原則として車道の左側を通行することが基本となります。議員御指摘のとおり、町内は狭隘な道路も多く、自転車と自動車の接触事故が増えるのではと、心配する声もお聞きしています。

自転車による歩道の走行は、議員御指摘のとおりで、まず1つ目の条件として、自転車通行可の標識がある場合。2つ目の条件として、自転車を運転している方が13歳未満または70歳以上の場合、もしくは一定の身体障害を有する方が運転する場合。そして、議員も御心配されている3つ目の条件、歩道の通行がやむを得ない場合など、一定の条件の下で認められています。

先般、広島東警察署協議会に出席する機会がありましたので、この歩道の通行がやむを得ない場合とは、誰がどういった基準で判断されるものかと伺ったところ、自転車を運転される方御自身の判断で、危険だと感じられたときには歩道走行が可能ですとのお答えをいただきました。ただし、歩道内では歩行者優先が大前提であることから、歩行者の安全が確保できるよう、きちんと徐行するなどルールを守っていただきたいとのことでした。このように、自転車の歩道通行に係るルールが町民には十分に

浸透していないことも、町として大きな課題であると認識しております。

それでは、御質問の1つ目、本年の道路交通法改正内容について、誰を対象に周知・啓発を図られているのか。また、今後図っていくのかについて答弁します。

まず、自転車の交通ルールの周知・徹底につきましては、道路交通法に基づく事項であり、基本的には警察庁及び広島県警が所管しているところでございます。警察庁は、法改正に伴い、自転車運転者への青切符制度の導入、歩道走行の条件の明確化、交通安全教育の強化など全ての国民に周知するため、広報資料の作成や、学校・事業者向けの説明会の開催を進めているところです。

また、広島県警でも広報・啓発を強化しており、県警ホームページやアプリ「オトモポリス」を活用した情報発信、交通安全協会や学校、企業と連携した講習会、高齢者や児童を対象とした出前講座などを実施し、歩道走行の条件や安全な通行方法について周知を図っていると聞いております。

ただ、まだまだ浸透していない状況ですので、府中町としても、町内の交通安全を確保する関係から、広報誌やホームページ、SNSを活用した情報提供、学校や町内会等の団体に対する出前講座、町内イベントでの啓発活動などを通じ、町民の皆様に分かりやすい形で情報を届けるよう努めてまいります。

具体的には、毎年春に広島東警察署、交通安全協会の協力の下、交通安全推進隊などが主体となり、幼稚園、保育所、小学校など、子ども向けに実施している交通安全教室や自転車教室、また統計的に自転車事故が最も多い高校生への交通指導を引き続き行います。さらに、季節ごとに行う交通安全キャンペーンや、高齢者を主に対象としたシルバーナイトスクールなどの活動を通じて、児童生徒の皆様の安全意識を高めるとともに、保護者や高齢者といった幅広い年齢層の方々に対しても、より一層の周知を図っていきたいと考えます。

次に、御質問の2つ目、周知・啓発の内容は府中町の実態に基づいたものとなっているのかについて、答弁します。

先に述べた周知・啓発活動は、道路交通法改正によるものであるため、残念ながら、当町に特化した内容とは言い切れません。しかし、町内で交通安全に気をつけなければならない箇所として、見通しの悪い交差点など、交通事故が起きやすいところを警察とも情報共有しています。また、自転車通行可の歩道については、歩行者と自転車の図柄が描かれた青色の標識が設置されており、この標識が最も分かりやすい判断基

準となります。町内に目を配れば事故防止のための標識や路面標示がありますので、啓発活動等の際には、それらも踏まえ、生活実態に即した対応を工夫していきたいと考えております。当町といたしましても、これらの制度改正を単なる取締りの強化としてではなく、町民の命を守るための安全対策として受け止めております。

御質問にもありました第11次府中町交通安全計画は、今年度が最終年度で次期計画は来年度からスタートします。引き続き、警察をはじめとする関係機関と緊密に連携しながら、地域の実情に即した自転車事故防止対策を推進し、町民が安心して自転車を利用できる交通社会の実現に努めてまいりたいと考えております。

答弁は以上となります。よろしく申し上げます。

○議長（力山 彰君） 2回目の質問はございますか。

4番、森本議員。

○4番（森本将文君） 4番、森本です。御答弁ありがとうございます。

特に危惧しておりました自転車の車道通行が危険だという判断基準に関しましては、運転される方自身の判断で歩道通行が可能とのことですので、誤った認識の下交通事故が起きないように、歩道を通行する際のルールと合わせて、周知いただくようお願いいたします。また、今回の法改正は幅広い年代に関係するため、周知に関しましてはより多くの人々の目にとどまる媒体で行うべきと思います。そういった意味でも、「広報ふちゅう」による案内は効果的だと思いますので、ぜひとも御検討をお願いいたします。

それでは、1回目の質問は、事故を未然に防ぐという点に主眼を置いてお伺いしましたが、2回目は、万が一事故が起きてしまった際の被害軽減についてお伺いします。

先月、行われた全員協議会でも話がありましたが、当町は令和8年度から子育て支援策として、幼児2人同乗基準に適合した電動自転車の購入補助、そして将来的には、シェアモビリティのサイクルポート増設を検討されているとのことでした。このことから、当町としても、自転車利用を促進されていると思われませんが、併せて検討が必要だと思うことはヘルメット着用の普及です。

自転車のヘルメット着用については、頭部に損傷を負った際、着用しているときよりもしていないときの致死率が1.7倍になるというデータがあり、道路交通法においても、令和5年に全年齢に対して着用が努力義務化されております。ところが、広島県のヘルメット着用率は令和7年で11.5%、全国平均の21.2%を大きく下

回っており、47都道府県中37位となっています。

着用率が向上しない背景としては、暑さや保管場所といった利便性の課題に加え、事故は自分には起きないという意識や、事故を起こしたときしか効果が発揮されないため、費用をかけにくいという心理的な要因があるとも考えられます。つまり、必要性は理解されていても、購入して着用するという行動に移るためのハードルが存在しているのが実態です。

当町のように、生活道路での自転車利用が多く、事故リスクが身近に存在する地域でのヘルメットの着用促進は、住民の命を守る上で重要な課題です。交通安全は自治体の重要な責務であり、町民の命を守る行動が広がらない場合には、その背中を押す施策が求められるのではないのでしょうか。

特に、子育て世帯や高齢者にとっては、家族分のヘルメット購入が負担となることもあり、これが普及の障壁の1つとなっています。努力義務化されてから3年がたとうとしている中で進まない着用率、当町としても、今後自転車利用を促進していくことを考慮して、改めてヘルメット購入に対する補助を検討されてもよいのではないのでしょうか。

町長も、自転車に乗られるときは、ヘルメットを着用されておりますので、肌感覚で理解いただけると思うのですが、自転車用ヘルメットの金額は大体2,000円から5,000円くらいです。例えば、それに対して、補助、最大2,000円まで、年間1,000人までとしても総額200万円です。もう少し補助額を少額にしても、町が本気で推進しているというメッセージは伝わると思いますし、当町の一般会計規模から見ても、人の命を守るためと考えれば限定的な額のように思います。

つきましては、自転車用ヘルメットの購入補助について町の考えを伺います。御答弁、よろしく願いいたします。

○議長（力山 彰君） 答弁。

自治振興課長兼職次長。

○町民生活部次長兼自治振興課長（倉崎誠一郎君） 自治振興課長兼職次長です。ただいまの4番、森本議員の2回目の御質問、ヘルメットに対して購入補助を町としてされてはどうかについて答弁いたします。

自転車事故の死亡者の多くが頭部に致命傷を負っており、ヘルメットを着用していれば死亡リスクが大幅に低下することが既に示されています。着用率を高める方法の

1つとして、幾つかの自治体では、自転車用ヘルメット購入補助制度を導入していることは承知しております。県内では、呉市や大竹市など複数の市町で導入済み、もしくは過去に導入していたとお聞きしております。対象者の多くは義務教育期間の中学生など、通学用ヘルメットに対する補助制度となっております。

当町では、両中学校ともに自転車通学となっていないこと、さらに町域が狭く交通の便もよいことから、他の市町と比べても自転車需要は多くはないと思われま。こうした状況下で、購入費用は先ほど森本議員の説明でもありました安価な物では3,000円未満と高額でないことから、総合的に判断し、これまで同様助成制度は考えておりません。

しかし、補助制度以外に新たな取組を始めた自治体もございます。広島市では有料の市営駐輪場を毎月1日に、ヘルメット着用者に限り使用料を無料にする制度を開始しました。着用率が上がるこういった取組を参考に、多くの町民が自然とヘルメットを着用するような、当町に見合った手法を考えたいと思います。

答弁は以上です。よろしく申し上げます。

○議長（力山 彰君） 3回目の質問はございますか。

4番、森本議員。

○4番（森本将文君） 4番、森本。御答弁ありがとうございます。

今後、当町に見合った手法を検討されるとのことですので、一部の人だけではなく、より多くの人々の行動変容につながる施策を検討いただきますよう、お願いいたします。

最後に、今回はソフト領域に注力して質問させていただきましたが、安全安心な交通社会の実現に向けては、ソフトとハードが一体となった整備が不可欠です。毎年、計画的に道路環境の整備に当たられていることは重々承知しておりますが、自転車の通行場所にもなる車道の左側は、ひび割れや凸凹している箇所が町内にはあります。

当町の関係部門並びに警察、場所によっては県と連携を取りながら、一体となって、整備の促進を図っていただくことを要望しまして、私からの質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（力山 彰君） 以上で、第3項、安全安心な交通社会の実現に向けた取組について、4番、森本議員の質問を終わります。

続いて、厚生関係第4項、地域祭りの現状と持続可能性について、9番、川上議員の質問を行います。

9 番、川上議員。

○9 番（川上翔一郎君） 皆さん、おはようございます。質問事項といたしまして、地域祭りの現状と持続可能性について、一般質問をさせていただきます。

本町には、町を代表するつばき祭りやかっぱ祭り、そして各町内会が主体となって継承されている神社祭礼や地域行事など、多様な祭りが存在しています。それぞれの祭りは、成り立ちや背景、目的が異なり、本町の歴史や社会構造を映し出す大切な文化資源です。

つばき祭りは、町全体の交流促進やにぎわいの創出を目的として実施され、町内外から多くの来場者を迎える行事として発展してきました。かっぱ祭りは、商業振興や地域活性化を背景に、地域経済との結びつきの中で育まれてきた祭りです。

一方で、町内会単位で行われる神社祭礼や地域の伝統行事は、地域の振興や歴史と深く結びつきながら、住民同士の結束や世代間の交流の場として、長年受け継がれてきました。

このように、本町の祭りは規模も性質も異なりますが、共通しているのは、人と人を結び地域への帰属意識を育む場であるという点です。祭りは単なるイベントではなく、地域の記憶を継承し時代を超えて価値観を共有する社会的基盤でもあります。しかしながら、祭りを取り巻く規模は大きく変化しています。

少子高齢化の進行、人口構造の変化、共働き世帯の増加、町内会加入率の低下など、地域コミュニティーそのものが揺らいでいます。全国的にも、担い手不足や運営負担の増大により、祭りの縮小や統合・廃止を余儀なくされる事例も増えています。山車や神輿の維持費の確保が困難となり、複数地区で統合するケースや、担い手不足により巡行距離を短縮するケース、世話役の高齢化によって次世代への継承が進まないケース、継続の危機は各地で現実のものとなっています。

また、コロナ禍による中止や縮小の影響も無視できません。一度途切れた継承の流れは容易には戻らず、簡素化や規模縮小が定着している地域も見られます。こうした状況の中で、従来のやり方のままで本当に持続可能なのかという問いが、各地で投げられています。

本町においては、現在のところ、大きな廃止や統合の動きが顕在化しているわけではないかもしれませんが、しかし、人口動態や町内会の状況を踏まえれば、さらに申し上げれば、将来的な持続可能性について、今から整理しておく必要があるのではない

でしょうか。さらに、申し上げれば、町全体の祭り町内会主催の祭りでは、その政策的な位置づけは本来異なるはずで

町全体の祭りは、観光振興や商業活性化といった視点と結びつきやすい一方で、町内会主体の祭りは、コミュニティ形成や防災力の向上、世代間交流の促進といった価値が強いと考

祭りは文化政策にとどまらず、地域政策全体と直結する存在です。顔の見える関係性を築く場として、防災の観点からも重要な役割を担っていました。高齢者の孤立防止や子どもたちの地域参画の機会としても価値があります。そうした複数の政策領域に関わる存在であるからこそ、行政としての整理が求められるのではない

今後、10年、20年先を見据えたとき、現行の体制のままで持続可能とお考えなのか。それとも、担い手の裾野を広げる仕組みや運営の効率化、連携体制の構築など、何らかの検討を行っているのか。現状維持なのか、戦略的な継承を目指すのか、その方向性を明確にする必要があると考

そこでお伺いします。本町は町全体の祭り町内会主体の祭りをどのように整理し、それぞれどのような政策目的の下で位置づけているのか。また、地域祭りの現状をどのように認識し将来的な持続可能性について、どのような課題意識を持っているのか、見解をお聞かせください。

○議長（力山 彰君） 答弁。

町民生活部長。

○町民生活部長（胡子幸穂君） 町民生活部長です。9番、川上議員からの一般質問、地域祭りの現状と持続可能性について答弁します。

当町における祭りには大きく分けて、町内会などの地域の祭り町を代表する町全体の祭りの2種類があります。

まず、地域の祭りは、各自治会や町内会、保存会等が主体となり、長年にわたり継承されてきた伝統行事でございます。寺院の例祭や盆踊り、秋祭りなどは単なる催しではなく、地域の歴史や文化、町民相互のつながりを体現する重要な行事であり、連帯感の醸成や世代間交流の場として、これまで大きな役割を果たしてきました。とりわけ少子高齢化が進行する中で、子どもたちが地域の大人と触れ合う場、まさしく議員御指摘の人と人をつなぐ場として、その意義は一層高まっております。

最近、これらの祭りを行う町内会からいろいろと御相談を受けることが増えております。主なものとして担い手不足が深刻化していること。若年層の地域活動離れや共働き世帯の増加により、準備や当日の運営の負担が特定の役員に集中し、継続が困難になる事例も見受けられます。また、露店設営や交通整理に関する安全対策、保険加入、感染症対策など、求められる対応が年々高度化し、運営負担が増大しております。加えて、財政面でも厳しい状況にあるとお聞きしております。

これに対し町全体の祭りは、観光振興や地域活性化を目的として企画・実施されるものであります。議員御指摘のつばき祭りは、町民相互のふれあいとコミュニティーづくりを図り、親睦から生まれる連帯感と郷土愛を育み、府中町の発展に寄与することを目的に、平成15年に、花と文化と産業まつりと、ふるさと祭りを統合した形で、初めて開催されました。今年は第24回の開催を予定しています。

ここでは町のほか、町内会、観光協会など関係団体から成る実行委員会形式を取りつつも、一定の予算措置や町職員の関与により、安定的な運営体制が確保されております。また、広報活動や企業協賛の獲得、警備体制の整備などにおいても、組織的な対応が可能であり、集客力や経済波及効果の面では、一定の規模が見込まれるものです。この点は、商工会と町内会等の実行委員会が中心となるかっぱ祭りも同様であります。

しかしながら、このような町全体の祭りも、また人と人をつなぐ場であることに違いはありません。単なる集客イベントにとどまらず、地域団体の出演機会や地元事業者の出店参加などを通じて、町全体の交流を促進することが求められます。行政が大きく関与するものであっても、町民が主体的に関わる余地を確保することが重要であり、来場者としての参加にとどまらず、運営や企画段階からの参画を促す工夫が必要です。

しかし、近年、行政主導色が濃くなることで、町民が参加者ではなく来場者となる傾向も指摘されております。また例年、同じようなイベントを続けていけば、出店者やステージ参加者なども目新しさが薄れ、マンネリ化しかねないことも課題となります。

以上のとおり、地域の祭りと町主催の祭りは、それぞれに役割と課題があります。今後は、人と人をつなぐ場という共通認識の下、それぞれの特性を生かしながら相互補完の視点に立ち、持続可能な祭りの在り方を研究してまいりたいと考えております。

答弁は以上となります。よろしく申し上げます。

○議長（力山 彰君） 2回目の質問はございますか。

9番、川上議員。

○9番（川上翔一郎君） 御答弁ありがとうございます。先ほどの答弁では、地域の祭り、町全体の祭りという2つの性格を整理していただきました。また、地域の祭りについては、担い手不足や運営負担の増大、財政的な課題など、様々な問題が顕在化しているとの認識も示されました。

実際に、町内会や保存会から相談が増えているというお話もあり、現場では継続に対する不安が徐々に広がっていることがうかがえます。地域の祭りは、単なるイベントではなく、人と人とのつながりを生み出し、地域への帰属意識を育てる重要な社会基盤でもあります。

子どもが、地域の大人と出会い、高齢者が地域の中で役割を持ち、世代を超えた関係性を築かれる場として、コミュニティーの維持という観点からも、大きな意味を持つ存在です。近年では、防災の分野においても、顔の見える関係性づくりの重要性が指摘されており、祭りが果たしてきた役割は決して小さくないと考えます。

一方で、担い手不足や準備負担の増加、運営の複雑化などが進む中で、従来と同じ形での継承が難しくなっている地域が増えているのも事実です。祭りを守りたいという思いはあっても、担い手が固定化し特定の役員に負担が集中する状況が続けば、いずれ限界が来てしまいます。

そこで、伺いたいします。今後、地域の祭りを持続可能な形で継承していくために、本町としてどのような支援の方向性を考えておられるのでしょうか。例えば、担い手の裾野を広げるための仕組みづくりや、地域団体同士の連携、民間企業や外部人材の関与、あるいは運営負担の軽減といった観点から、行政として検討している取組があるのか、お聞かせください。

また、町全体の祭りと地域の祭りは役割が異なるとの御説明でしたが、今後10年、20年先を見据えたとき、地域コミュニティーの維持という観点から、祭りをどのように位置づけていくのか、町としての基本的な考えについても併せてお聞かせください。

○議長（力山 彰君） 答弁。

自治振興課長兼職次長。

○町民生活部次長兼自治振興課長（倉崎誠一郎君） 自治振興課長兼職次長です。ただいまの9番、川上議員からの2回目の御質問について答弁いたします。

まず1点目、今後地域の祭りを持続可能な形で継承していくために、本町として、どのような支援の方向性を考えておられるのかについて、答弁いたします。

先ほどの部長の答弁にもありましたとおり、地域の祭りは、各自治会や町内会、保存会等が主体となっているため、当町はこれまで積極的に関わりを持っていませんでした。しかし、地域の祭りが仮に衰退した場合、まさに人と人をつなぐ場も失われることとなり、ひいては地域コミュニティにも大きな影響を与えることになります。そのため、行政として何ができるかといえば、今年度から新たに導入いたしました町内会加入促進等補助金があります。

この補助金は、町内会の活性化や町内会活動の担い手不足問題の解決策の一つとして、地域の祭りなどに補助を行うものです。今年度は13の団体が申込みを行い、夏祭りや映画祭、とんど祭りなどの経費に補助金を充てて開催し、多くの方が参加されました。このように、金銭的なものではありませんが、支援を続けたいと考えております。

続いて2点目、今後10年、20年先を見据えたとき、地域コミュニティの維持という観点から、祭りをどのように位置づけていくのかについて答弁いたします。

この点につきましては、今後何の取組もしなければ、ますます地域のつながりの希薄化が進むものと思われれます。祭りとは、準備や運営を通じて地域住民が協力し合い、世代を超えた交流が自然と生まれる場となっていることから、単なる行事ではなく、人と人との関係を再構築し、地域の絆を育む重要な地域資源であると考えます。

しかしながら、近年は担い手不足や高齢化により、祭りの運営が難しくなっている地域も少なくありません。そのため、今後の祭りの在り方につきましては、従来の形を守るだけでなく、地域コミュニティを維持、活性化するための仕組み、例えば、学校や各種団体との連携を図ることにより、若い世代や子育て世代を中心に、地域全体で祭りを支えていく仕組みづくりを進めていくことが重要であると考えます。今後におきましても、地域の実情を踏まえながら、祭りが地域のつながりを育む場として、継続していくよう支援してまいりたいと考えております。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

○議長（力山 彰君） 3回目の質問はございますか。

9 番、川上議員。

○9 番（川上翔一郎君） 御答弁ありがとうございます。地域の祭りが単なる行事ではなく、人と人との関係を再構築し、世代を超えた交流を生み出す地域資源であるという認識を町として持つておられること。そして、今後は、学校や各種団体と連携しながら、若い世代を巻き込む仕組みづくりが必要であるという考えを示していただいたことについて、私も大変重要な視点であると感じております。

一方で、地域の現場に目を向けると、祭りの継承は既に多くの地域で限界に近づきつつあります。担い手の高齢化、準備や運営の負担の増加、そして地域コミュニティーそのものの変化により、続けたい気持ちはあるが続けられないという声を耳にすることもあります。

祭りは、地域の伝統文化であると同時に、地域コミュニティーを支える社会的な基盤でもあり、子どもたちが地域の大人と出会い、地域の歴史や文化を体験する場であり、また高齢者にとっても、地域の中で役割を持つことができる貴重な機会です。さらに、近年の防災の観点からも、顔の見える関係づくりの重要性が指摘されており、祭りが果たしてきた役割です。

しかしながら、従来の担い手の枠組みだけでは、これらの10年、20年を支えることは難しいのではないかと感じています。だからこそ、これまで地域の内部で支えてきた祭りを、地域の外の人材や新しい視点ともつなぎながら、再構築していくことが必要ではないでしょうか。

そのような新しい可能性を示す取組として、私が1人紹介したい人物がございます。それが、東広島市を今拠点としている広島大学に通う学生起業家、とらでいっしゅ株式会社の片桐萌絵さんです。この方は、いろいろなコンクールであったりとか、今出ているんですけれども、この前少しテレビでも紹介はされました。片桐さんは、伝統文化や祭りの担い手不足という課題に対して、若者の視点から新しい関わり方を生み出そうとしている人物です。自身も、地域の祭りに関わってきた経験を基に、民俗芸能や祭りの保存会、自治体、学校などと連携しながら、若い世代が地域文化に関わる仕組みづくりに取り組んでいます。

具体的には、祭りや民俗芸能を単なる保存対象として扱うのではなく、体験型のプログラムや情報発信を通じて、若者や外部の人が関われる形にする取組を進めています。また、教育や企業研修と結びつけることで、地域文化を学びの場として活用する

新しいモデルにも挑戦されています。こうした取組は従来の地域の中だけで守る祭りから、多くの人に関わりながら未来につなぐ祭りへと発想を転換するものであり、担い手不足に悩む多くの地域にとって、新しいヒントになるのではないかと感じています。

祭りを守るといって、どうしても今の形をそのまま維持することに意識が向きがちです。しかし、本当に大切なのは形そのものではなく、祭りが持っている人をつなぐ力を未来に残していくことではないでしょうか。そのためには、行政、地域、そして新しい世代のプレイヤーが連携しながら、これからの時代に合った形で祭りを再構築していくことが必要だと考えます。

本町においても、先ほど御答弁があったように、学校や各種団体との連携などを通じて、若い世代が地域の祭りに関わる仕組みを検討されているとのことでした。ぜひ、今後は地域の内部だけではなく、外部の人材や新しい挑戦をしている若い世代とともに積極的につながりながら、祭りを地域の大切な資源として、未来へつなげていく取組を進めていただきたいと思います。

地域の祭りは、単なる文化行事ではなく、地域の人と人をつなぎ、地域の誇りや記憶を未来へと受け渡していく大切な営みです。その火を次の世代につないでいくために、行政としても一歩踏み込んだ取組を検討していただくことを強く要望して、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（力山 彰君） 以上で第4項、地域祭りの現状と持続可能性について、9番、川上議員の質問を終わります。

続いて、厚生関係第5項、出生届オンライン化について、18番、金澤議員の質問を行います。

18番、金澤議員。

○18番（金澤映里子君） 18番、金澤です。出生届オンライン化について質問させていただきます。

本町では、年間およそ400人の新しい命が誕生しています。産後14日以内に出生届の提出が必要ですが、この期間は母親にとっては出産直後、体の回復途中にある時期でもあります。また、昼夜を問わず授乳が続き外出自体が大きな負担にもなります。家庭によって父親が提出される場合もあれば、母親が同行せざるを得ないケースや、生まれたばかりの子を連れて母親が来庁される場合も一定数あるのではないでし

ようか。

そこで伺います。

1点目、出生届提出のために来庁されるのは、父親と母親それぞれの程度の割合でしょうか。

2点目、時間外に提出される割合はどの程度でしょうか。

3点目、出生届にかかる時間はどの程度でしょうか。

4点目、現在少数ではありますが、マイナポータルを使用して出生届のオンライン申請を導入した自治体があります。デジタル庁が事前に用意した届出書の様式を使用して、簡単にサービスを開始することができ、国も2026年から全国展開していきとありますが、本町の出生届オンライン化について見解を伺います。よろしくお願ひします。

○議長（力山 彰君） 答弁。

町民生活部長。

○町民生活部長（胡子幸穂君） 町民生活部長です。18番、金澤議員の一般質問、出生届オンライン化について答弁します。

国においては、行政手続のデジタル化を進める自治体DXが推進されており、住民が役場に来庁しなくても手続ができる、いわゆる「行かない窓口」の整備が全国的な課題となっています。こうした取組は、住民の利便性向上だけでなく、限られた職員体制の中でも安定した行政サービスを提供していくために、今後ますます重要性が高まるものと認識しております。

特に、出生届については出産直後の母親が手続しなければならない場合、負担が大きいことは議員御指摘のとおりです。可能な部分をオンライン化することは、出産後の母親の負担軽減の観点からも、重要な取組であると考えております。

それでは、御質問の1点目、出生届提出のために来庁されるのは、父親と母親それぞれの程度の割合でしょうか、について答弁します。

実際に、届出に来られた方の統計を取っておりませんので、正確な数値はありませんが、議員がおっしゃるとおり、一定数は母親が届出をされていますが、8割から9割は父親が届出に来られているといった状況です。

御質問の2点目、夜間や休日など時間外に提出される割合はどの程度でしょうかということですが、こちらにつきましても、時間外の閉庁時にお預かりした出生届の正

確な件数はございませんが、当町では里帰り出産をされた方や、出生地での届出を含め、年間550件から600件の出生届を受理しております。そのうち、ゴールデンウィークや年末年始など長期間閉庁している時期に、年間5件から10件程度、出生届を受理していると認識しております。

閉庁時の提出が少ない理由としては、母子手帳に出生届受理地で記載する出生届出済証明や、子ども医療、児童手当の申請など、平日の窓口での手続が必要であることから、結果的には二度手間となるためではないかと思われれます。

御質問の3点目、出生届にかかる時間はどの程度でしょうかについてです。御両親の住所地が町内であるか町外であるか、住民票はその日に必要であるかないかなどの状況によって、お待ちいただく時間は異なりますが、最短で10分、最長で30分程度となります。

御質問の4点目ですが、マイナポータルを使用した出生届のオンライン申請を導入している自治体は、現在、全国で25団体と非常に少数に留まっており、広島県内ではゼロとなっています。議員御指摘のとおり、国においては令和8年度中を目途にマイナポータルから戸籍情報連携システムを介した出生届のオンライン届出を可能とすること。併せて出生証明書を医療機関から自治体に直接提出することを可能とするよう検討が進められております。

当町におきましても、システム改修に係る国の補助も利用しながら、乗り遅れることがないように情報を収集し、なるべく早く開始できるよう努めてまいります。

答弁は以上となります。よろしく申し上げます。

○議長（力山 彰君） 2回目の質問はございますか。

18番、金澤議員。

○18番（金澤映里子君） 18番、金澤です。2回目は要望をさせていただきます。

御答弁ありがとうございました。本町では、年間550件から600件程度の出生届を受理しているとのことであり、そのうち一定数ではありますが、母親が申請されるケースもあるとのことでした。また、時間外の届出が比較的少ない理由として、母子手帳への出生届出済証明や子ども医療、児童手当などの手続が必要となり、結果として、二度手間になる可能性があるという御見解も理解いたしました。

一方で、出生届のみであってもオンライン申請が可能になれば、産後家庭にとっては多くのメリットがあると考えます。例えば、自宅で事前に申請を行うことで、窓口

での滞在時間を10分から30分短縮することができます。また、里帰り出産をされている方にとっても、実家からオンラインで申請ができるようになれば、手続の負担軽減につながります。

さらに、窓口申請とオンライン申請の双方が可能になることで、住民の状況に応じた選択ができるようになり、町民サービスの向上にもつながるものと考えます。また、事前入力などが進めば、窓口での確認作業の効率化にもつながり、職員の皆様の業務負担軽減にも寄与するものと考えます。

今後は、出生届に続き出生時のマイナンバー申請、児童手当、子ども医療費助成などの手続がオンライン化され、いわゆる子育てワンストップDXが実現すれば、子育て家庭の負担軽減はさらに大きく進むものと期待されます。

本町では、年間およそ600件近い出生届が提出されています。その一件、一件が新しい家庭のスタートでもあります。最初の行政手続が産後家庭の皆様にとっても、また窓口業務に携わる職員の皆様にとっても、より円滑で負担の少ないものとなるよう、出生届オンライン化について、前向きにできるだけ早く進めていただくことを要望し質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（力山 彰君） 以上で、第5項、出生届オンライン化について、18番、金澤議員の質問を終わります。

以上で、厚生関係の質問全部を終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（力山 彰君） ここで休憩といたします。再開は10時50分からといたします。休憩。

（休憩 午前10時39分）

（再開 午前10時50分）

○議長（力山 彰君） 休憩中の議会を再開します。

~~~~~○~~~~~

○議長（力山 彰君） 続いて、建設消防関係の質問を行います。

建設消防関係第1項、府中町における消防水利の現状について、16番、二見議員の質問を行います。

16番、二見議員。

○16番（二見伸吾君） 16番、二見です。府中町の消防水利について質問いたします。

私は、2025年3月議会では南海トラフ巨大地震への備えについて、避難所の在り方、特にトイレの問題を取り上げ、9月議会では防災井戸、12月議会では消防本部の在り方について取り上げ、問題提起してきました。

今回は、消防水利について取り上げます。

水を利用することを水利といい、消防に使うための水を消防水利と呼んでいます。消防活動は、消防士、消防車両とともに、大量の水が必要であり、消防ポンプ車に積載された水だけでは本格的な消火活動を続けることはできません。水を安定的に供給するために整備されているのが消防水利です。

消防法は、第20条第2項で、消防に必要な水利施設は当該市町村がこれを設置、維持し及び管理するものとするとし、第21条では、消防長または消防署長は、池、泉水、井戸、水そうその他消防の用に供し得る水利について、その所有者、管理者または占有者の承諾を得て、これを消防水利に指定して、常時使用可能の状態に置くことができるとしております。

また、20条1項で、消防に必要な水利の基準は、消防庁がこれを勧告するとあり、これに基づき定められたのが、消防水利の基準で、市町村の消防に必要な最小限度の水利について定めたものであります。

そこで、この消防水利の基準に照らして、当町の消防水利の現状についてお伺いします。

消防水利の基準は、第二条で消防活動に使える水について、1、消火栓、2、私設消火栓、3、防火水槽、4、プール、5、河川、溝等、6、濠、池等、7、海、湖、8、井戸、9、下水道の9つを例示しております。濠、海、湖は当町にありませんが、その他の水利について、現状はどのようになっているのでしょうか。

以上です。

○議長（力山 彰君） 答弁。

消防長。

○消防長（新宅和彦君） おはようございます。消防長です。16番、二見議員の質問に答弁します。

平成7年に発生した阪神淡路大震災では、マグニチュード7.3、最大震度7という大地震の影響により、同時多発的に火災が発生し多数の犠牲者が発生しました。活動では主に使用する水源の消火栓の配管が地震の影響で破損して使用できず、防火水槽や河川、プールなどを活用しました。防火水槽やプールの設置個数が限られていること、瓦礫などの影響により、消防自動車が近づけないなど、水源確保に時間を要し、火災の延焼、拡大させたことが被害拡大の要因の一つとなりました。

また、令和6年に発生した能登半島地震での輪島市大規模火災についても、消火栓の配管破損により、防火水槽などを活用した消火活動となりました。度重なる地震による対策の一環として、地震に強い耐震性継ぎ手を有するダクタイル配管などの対策も講じていましたが、地区によっては、地盤面の隆起により配管が破損し使用できませんでした。

被災地、石川県珠洲市では長引く断水の影響で、市内にある消火栓の93%、輪島市で55%の消火栓が使えない状況が2か月以上続いたとの報告がありました。これらの被災地の状況を踏まえ、当町でも昨年10月水利施設の充実強化を図るため、府中町水利整備計画を策定したところです。

それでは、質問の府中町における消防水利の現状について答弁します。

消防水利には人工水利と自然水利があります。その現状について説明します。

まず、人工水利です。当町の人工水利は1,205か所設置されています。そのうち、消火栓が1,125か所で全体の93.3%を占め、防火水槽が73か所、プールが7か所設置されています。消火栓の設置数は、通常の火災対応であれば十分です。防火水槽73か所のうち、事業所や共同住宅が私費で設置している施設の防火水槽が38か所設置され、私設防火水槽38か所のうち17か所は、火災を含め災害時に消防水利として活用できるよう、あらかじめ所有者と承諾書を締結し活用できます。

次に、自然水利についてです。

当町の自然水利は、干潮、満潮や降雨量など、その時々で水量が一定でないことから消防水利の指定は行っていません。しかし、一般的な消防ポンプの機能として、落差が4.5メートル以上あると給水できないこと、水深が0.5メートル以上ないと給水できないことなどを考慮した中で、発災時、水量次第で条件が合えば活用したいと考えています。

答弁は以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（力山 彰君） 2回目の質問はございますか。

16番、二見議員。

○16番（二見伸吾君） 16番、二見。消火栓は、町内の市街地にくまなく整備されており、当町の消防水利は充足している。通常の火災には十分対応できるということで、安心をいたしました。ただし、南海トラフ巨大地震など、大規模地震が起きた場合にはこの限りではありません。大きな地震が起きると、水道管が損傷し断水が起きます。

1995年に起きた阪神淡路大震災の経験を、神戸市消防局警防部警防課長の高橋日出男氏は、次のように書いております。送水管が各所で破断し全市的に消火栓が使用不能となった。そのため消防隊は、火災拡大と水流の確保のために苦戦をした。水源は主として、防火水槽、プール、河川、海となった。2011年の東日本大震災でも、水道管の損傷によって消火栓が使えなくなりました。

厚労省は、2013年に管路の耐震化に関する検討会を設置し、東日本大震災における管路の被害状況を分析、検討会設置に当たって、水道施設の耐震化推進が急務であり、南海トラフ巨大地震などの大地震発生の逼迫性が指摘されている昨今において、水道施設、特に管路の耐震化を図ることは喫緊の課題だと述べております。

2024年1月1日に発生した能登半島地震でも、地盤崩壊や津波、液状化等に見舞われた被災地では、最大約14万戸が断水するなど、上下水道施設に甚大な被害が発生をしました。しかし、耐震化実施済みであった浄水場や下水処理場等では、施設機能に重大な影響を及ぼすような被害は確認されておらず、事前防災としての施設の耐震化の効果が再確認されたと、国交省の報告書は述べております。

そこから被災すると、広範囲かつ長期的に影響を及ぼす上下水道システムの急所施設の耐震化を進めることが必要だと結論づけております。管路の耐震化を図れば、断水は防げ、消火栓も機能するわけです。

厚労省の調査によりますと、2022年度末時点における基幹的な水道管のうち、耐震性のある管路の割合が、全国平均で42.3%、広島県は35.6%です。6割以上が耐震化されていない状況であります。導水管や送水管など基幹管路と呼ばれる水道管の耐震適合率は、全国平均で2020年度、40.7%、2021年度、41.2%、2022年度、42.3%と、1年で1ポイントぐらいしか増えていない。このままでは100%はおろか、50%になるのさえ10年はかかります。

そこで伺います。町内の水道は広島市水道局から供給されていますが、広島市の管路の耐震化率はどの程度でしょうか。また、耐震化はどのようなテンポで進んでいるでしょうか。

次に、液状化の問題について伺います。

昨年3月の一般質問でも指摘しましたが、町内には地盤が軟弱なところが多く、市街化区域5.7平方キロメートルの7割で液状化が起こる可能性があります。県内23市町でワーストワンであります。液状化が起こると建物や電柱などが傾き、マンホールや地下に埋設された浄化槽などは浮き上がります。また、道路が陥没したり、波打ち、自動車などの乗り物が動かなくなります。そして、水道管は破損し消火栓が使えなくなります。

東日本大震災後にまとめられた管路の耐震化に関する検討会第1回検討資料は、管路被害状況について、厚生労働省、健康局、水道課など、5つの公的機関と4つの管路協会が実施した調査をまとめています。その中から、軟弱地盤や液状化についての記述を拾ってみました。

東日本大震災は、過去の阪神淡路大震災、新潟県中越沖地震などの大地震と比較すると、管路の被害率は低いが、液状化発生地域は同震度の地域に対して、被害率が5から32倍増加しており、液状化による管路被害は非常に大きい。地盤変状は市街地においては、開発の過程で造成、盛土された地下水位が浅いところ、郊外においては、道路盛土で旧谷地形を埋めて道路をつくったところなどに集中していた。

また、管路周辺では、管路を敷設した際の埋戻し土の締め固めが不十分であったところでは、埋戻し部に沿って地盤沈下が発生しているところもあった。管路の被害はそのような地点で発生しており、地盤変状のない地点では管路被害は発生していない。軟弱地盤や人工改変地盤は、自然の強固な地盤より揺れが大きくなりやすく、液状化現象などと合わせると、より被害が拡大する傾向がある。

液状化地域については、震源から遠く地震動が大きくない千葉県などの地域においても、液状化により甚大な被害が生じたことを勘案して、液状化が予測される場所では、液状化に耐え得る管への更新による対策などの重要性が再認識された。

液状化地域における地震動の最大速度が、兵庫県南部地震や新潟県中越沖地震のそれと比べ、相対的に小さいにもかかわらず、液状化の発生により被害が多発している。被害件数ですけれども、宮城県の仙台市19件、石巻地方広域水道企業団、これは石

巻市と東松島市なんですけれども、278件に対して、千葉県浦安市が321件です。浦安市は市域の86%が液状化し、全国最多の約8,700棟が被害を受けました。また、報告に戻りますけれども、東日本大震災は既往地震と比べて管路被害率は小さく、管路被害は少なかったと言える。管路の被害は丘陵地や砂礫質台地などのよい地盤に比べ、荒廃湿地や三角州、海岸低地などの悪い地盤において被害が多く発生していた。

以上のように、5つの報告書に地盤や液状化に関する記述があったわけですが、東日本大震災のような大きな地震であっても、水道管の被害は全体としては多くなかった。悪い地盤、軟弱地盤であることが水道管の被害に大きく影響している。震度6強の仙台市や石巻市よりも、震度5強の浦安市のほうが水道管の被害が大きかったことが、それを裏づけているわけであります。

そこで伺います。当町の市街地は、液状化して管路が損傷し、あちこちの消火栓が使用不能になる可能性があります。日本では、大地震の際には必ずと言っていいほど大規模火災が発生をしております。南海トラフ大地震などの大地震が起きた場合、消火活動に大きな支障を来すのではないのでしょうか。

3点目として、防火水槽についてお伺いします。

消防庁は、大地震及び多様化する災害に対応するために、2013年度に消防力の整備指針及び消防水利の基準に関する検討会を設置し、2014年に報告書をまとめました。それ以前も、消防水利の基準は消火栓のみに偏することのないように考慮しなければならないという規定がありました。防火水槽など、消火栓以外の水利を充実させる必要があるということであります。

報告書の出た2014年時点での消防水利の内訳は、消火栓が74%、防火水槽が21%、井戸が1%、その他が4%です。依然として消火栓中心だと、報告書はここから一步踏み出す必要があるという認識であります。東日本大震災で、被害の大きかった地域では、水道の断水により消火栓が使用不能となり、離れた水利からの遠距離送水を余儀なくされ、消火活動に時間を要したという経験から、耐震性を有する消防水利の重要性が強調されております。

防火水槽は、一部の地域では損傷や津波による水没、瓦礫の堆積などによって使用不能なもの、多くの地域では消火活動の有効な水利となりました。そのことから、消防水利の配置には、水利の不足が懸念される市街地などに耐震性を有した水利を効

果的に配置し、大規模災害時における水利の確保に向けた体制づくりが必要だと、報告書は述べております。消防水利において、消火栓の比率を下げるとともに、耐震の防火水槽を整備するということでもあります。

改正された消防水利の基準は、消火栓のみに偏することのないように考慮しなければならないという規定を引き継いだ上で、新たに大規模な地震が発生した場合の火災に備え、耐震性を有するものを地域の実情に応じて、計画的に配置するものとするという条文を加えました。

2016年に起きた熊本地震の際に発生した益城町の建物火災について、防火水槽の有効性について、熊本市消防局のレポートは次のように述べています。

消火栓使用不能にもかかわらず、大規模な延焼に至らなかったことは、防火水槽を利用した迅速な対応による結果である。しかし、地震の発生時期及び時間帯によっては、火災発生件数が多発することが予見され、断水による消火栓使用不能箇所は広範囲に及ぶことを想定すれば、防火水槽の有効性は大きいと考える。消火栓が使えなくなったときに、防火水槽があれば、延焼を食い止めることができるということでもあります。

そこで伺います。町内の防火水槽の整備状況はどのようになっていますでしょうか。市街地で広範に火災が起きたときに対応できるのでしょうか。

また、向洋駅南側に防火水槽がありましたが、連立工事の関係で撤去されました。これは、改めて設置することが防災上必要だと考えますが、町としての考えをお聞かせください。

提供された地図を見ますと、桃山や鹿籠、そして千代の辺りも防火水槽がありません。南公民館や南交流センターのある地域です。これらの施設の駐車場に、耐震防火水槽の設置を検討するお考えはありませんでしょうか。

また、府中中学校のプールが使われなくなってから5年がたちます。プールを撤去する場合には、防火貯水槽を設置することは検討されないでしょうか。飲料水兼用耐震性貯水槽というものがあり、消防水利としてはもちろん、飲料水や生活用水、マンホールトイレの水源としても使えます。学校は、災害時には避難所にもなりますので、飲料水兼用耐震性貯水槽を設置することが適しています。水泳は学校のプールから民間プール施設を利用する方向のようです。学校のプールは使われなくなっていきますから、プールを廃止する際は、飲料水兼用耐震性貯水槽の設置を検討してほしい

と思います。町内、小中学校 7 校に設置されれば、地域的なバランスが取れるでしょう。安くはないようですので、計画的に配置を進めていくことが大切だと考えます。

以上、7 点伺います。

○議長（力山 彰君） 答弁。

警防課長。

○警防課長（瀬戸 剛君） 警防課長です。16 番、二見議員からの御質問に答弁いたします。

まず、最初の御質問、広島市の管路の耐震化率は、また、どのようなテンポで進んでいるのかですが、広島市水道局では、大規模震災時の断水を最小限にとどめられるよう、平成 30 年に広島市水道施設耐震化計画を策定し、水道施設の耐震化について推進しております。

また、指定避難所の防災機能の強化を目的として、水道管路の耐震化率について、令和 9 年度末の計画目標値を 31.9%としており、現在 36 か所の公共施設へ飲料水兼用型耐震性防火水槽を整備をしておりますが、中期経営計画により、整備目標値を若干ではありますが下方修正をしております。なお、広島市水道局からの聞き取りでは、直近の当町区域の水道管路の耐震化率は、33%であるとのことでした。

次に、液状化により管路が損傷し、消火栓が使用できなくなった場合、大規模火災の対応に大きな支障を来すのではないかと、について答弁します。

消防長の答弁にもありましたが、当町の管轄における消火栓は 93.3%を占めるため、使用できないとなると大きな活動障害になることは間違いありません。軟弱地盤に伴う液状化により広範囲に影響が出たことを想定すると、消火栓の主な代替水利となる防火水槽から消防用ホースを延長する場合、消防用ホースの延長距離と時間に比例し、人員と放水開始時間が増となること。また、時間の経過とともに、通常時より延焼拡大するため、損害も大きくなるとともに、人命にも支障を与える危険性が高くなります。

次の御質問、町内の防火水槽の整備状況は、市街地で広範囲に火災が起きた時は対応できるのか、について答弁します。

消防長の答弁にもありましたが、防火水槽は 73 か所設置されているものの、私設防火水槽のうち、所有者と承諾書を交わしていない対象物と、林野部に設置している防火水槽 7 か所を除くと設置数は 45 か所となるため、火災の発生場所によっては遠

距離となり、通常時よりも広範囲に延焼拡大させる可能性は高くなります。

次の御質問、向洋駅南口に設置されていた防火水槽が連立工事の関係で撤去されたが、防災上必要ではないのか、について答弁します。

議員御指摘のとおり、令和6年11月に向洋駅南口のロータリーに設置されていた防火水槽が撤去されました。現在、近接する公設防火水槽は青崎公園となりますが、向洋駅から東側へ約600メートル離れています。これは、消防用ホース30本分に相当します。また、現在は近隣のマツダ病院旧看護婦宿舎の私設防火水槽を指定水利に指定し、有事の際は活用することとしていますが、この建物は10年以内には取壊しをすると聞いているため、いつまでも当てにすることはできない状況となっております。

また、マツダ株式会社の構内には私設防火水槽が12か所設置されていますが、あくまでも自社で火災が起きた時の必要な消火用水として設置されていること。青崎南地区をはじめ近接する千代地区等については、交通量の多い県道広島海田線をホースラインが横断することとなるため、マツダ構内に設置してある私設防火水槽の活用は非現実的であると考えております。それらを総合的に考えると、向洋駅南口に設置してあった防火水槽の代わりについては、青崎南地区またはその周辺に必要と考えております。

次の御質問、桃山や鹿籠、千代地区に防火水槽が設置されていないため、南公民館や南交流センターへ設置する考えはないのか、について答弁します。

議員御指摘のとおり、桃山や鹿籠、千代地区には、鹿籠2丁目の鵜崎児童遊園、現在の第3分団詰所に隣接する公園へ公設防火水槽が設置されておりますが、その他の地区には設置されていないため、未設置地区が広範囲となっているのが現状です。消防長の答弁にもありましたが、今後の水利施設の充実・強化を図るため、府中町水利整備計画を策定しました。

この計画の中で優先度をAからCランクに分けて記載しております。桃山、鹿籠、千代地区には、最優先に設置すべきAランク1か所を含めた5か所記載しておりますが、今後、財政当局等と防火水槽の設置について協議していくとともに、私設防火水槽の指定水利化を行うため、共同住宅等の所有者と承諾書の締結を行っていきたいと考えております。

最後の御質問、プールを撤去する場合、防火水槽または、飲料水兼用耐震性貯水槽

の設置についてどう考えているか、について答弁します。

まず、現在、小中学校のプールの扱いとして、廃止の方向性が示されたものはないため検討はしておりません。また、断水時の飲料水については、広島市水道局からの聞き取りでは、現在、桜ヶ丘の府中配水池で給水が可能であること。また、令和15年度末以降には、府中配水池の更新が完了予定であり、震災による断水が発生した際でも、飲料水等を確保することがより確実になるとのことです。なお、現在の府中配水池は、消火用水としての活用はできません。今後、町内への飲料水兼用耐震性貯水槽の必要性について、広島市水道局と連携し調査研究してまいります。

答弁は以上になります。よろしくお願いたします。

○議長（力山 彰君） 3回目の質問はございますか。

16番、二見議員。

○16番（二見伸吾君） 16番、二見。当町の消防水利は、通常時であれば何ら問題がない一方、大地震によって水道管が破損したときには、消火活動に大きな支障があることが分かりました。町域が狭く未利用地も少ない。また、貯水槽は決して安くない。そういう中で防火水槽を整備することは、なかなか大変なことだと思います。だからこそ、計画的に町内に満遍なく貯水槽を整備していただきたい。そのことを要望して、私の質問を終わります。

○議長（力山 彰君） 以上で、第1項、府中町における消防水利の現状について、16番、二見議員の質問を終わります。

続いて、建設消防関係第2項、土地の利活用推進に向けた取組について、10番、西山議員の質問を行います。

10番、西山議員。

○10番（西山 優君） 10番、西山です。土地の利活用推進に向けた取組についてということで、一般質問したいと思います。どうぞよろしくお願いたします。

質問趣旨、府中町は広島駅から僅か5分という広島市中心部へ優れたアクセス性を有しています。町の中心拠点である地域には大型商業施設が立地し、ショッピング、飲食、映画鑑賞など、日常の買物から娯楽まで幅広く楽しめる環境が整っています。一方で、高齢化の進行と人口減少の局面を迎える中、土地の利活用に関今後課題が生じてくるのではないかと感じています。

そこで、魅力ある都市づくりに向けた現状の取組と今後の見通しについて、次のと

おりお伺いします。

1、民間の宅地開発の動向は。

2、町の拠点づくりへの取組の現状は。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（力山 彰君） 答弁。

建設部長。

○建設部長（磯亀 智君） 建設部長です。10番、西山議員からの一般質問、土地の利活用推進に向けた取組についてに答弁いたします。

初めに、議員御指摘のとおり、全国的に人口減少や少子高齢化が急速に進行しており、加えて、近年の物価上昇などによる厳しい財政状況の中で、インフラサービスや商業、医療、福祉など生活サービス水準の低下が懸念されております。

このような課題に対応し、持続可能でコンパクトなまちづくりを進めるため、平成26年に都市再生特別措置法が改正され、立地適正化制度が創設されました。また、近年、頻発化・激甚化する地震や洪水などの自然災害に対応するため、令和2年に法の一部が改正され、防災指針の項目が追加されています。

本町においては、平成28年に改定した都市計画マスタープランでは、集約型都市構造を目指すことをまちづくりの指針として示しておりますが、さらなる住環境の向上や防災機能の強化を効率的に実施し、関連する施策を適正にマネジメントしていくため、令和6年3月に府中町立地適正化計画を策定いたしました。

本計画では、現行の市街地を基本とし、居住誘導区域と都市機能誘導区域を設定しており、居住や民間施設の適切な誘導・維持を図りつつ、災害に関する警戒区域などの指定状況も加味しながら、コンパクト・プラス・ネットワークによる集約型都市構造を引き続き推進することとしています。

それでは1つ目の御質問、民間の宅地開発の動向について答弁いたします。

近年、町内において大規模な宅地開発は減少傾向にあり、直近10年間の申請状況は、令和6年に1件、平成29年に3件の計4件となっております。大規模な宅地開発は開発行為に当たり、対象地が市街化区域内の場合、都市計画法に準じた手続きにより、また市街化調整区域の場合は、市町が定める地区計画の内容に適合するものであれば開発が可能とされております。

広島県が示す、市街化調整区域における地区計画策定の基本的な考え方では、市街

化を抑制すべき区域という基本理念は、地区計画によりその性格が変わるものではないこと、市街化を抑制すべき市街化調整区域において、開発行為の許可要件が拡大することとなるが、いたずらに開発を促進することがないように慎重な対応を要すること、などとされているほか、市街化調整区域は、森林等の保全に係る法令や規制が複雑であるため、農林、環境、河川及び開発許可部局等と十分に協議・調整を図る必要があります。

また、市街化区域内であっても、土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）が開発区域に含まれる場合、レッドゾーンは居住誘導区域に含まれず、住宅宅地分譲を目的とする開発行為には別途許可が必要となるとともに、土砂災害を防止するための工事に多額の費用を要することになり、開発行為のハードルは非常に高くなっております。

続いて2つ目の御質問、町の拠点づくりへの取組の現状について、答弁いたします。

府中町立地適正化計画では、都市機能誘導区域として、府中町役場周辺地域（中心拠点）とJR向洋駅周辺地域（地域拠点）の2つの地区を設定しており、拠点形成、施設整備・機能強化、移動環境の改善などの施策を推進することとしています。

まず、役場周辺の中心拠点は、行政サービスや大型商業施設、金融機関などの都市機能が集約されており、大型商業施設がコミュニティバスの発着地であるほか、周辺のJR駅への交通アクセスも優れているなど、多くのポテンシャルを有している地域であり、住民の生活拠点として、また広域から人を集め、にぎわいの場として拠点性を高めていくこととしています。

JR向洋駅周辺の地域拠点においては、公共施設の整備・再編として、府中南公民館改築事業を都市再生整備計画に位置づける予定であるほか、現在、向洋駅周辺土地区画整理事業、広島市東部地区連続立体交差事業を推進しておりますが、町の玄関口にふさわしい交通結節拠点としての機能強化を図るとともに、土地区画整理事業区域内の都市公園、青崎南公園約2,000平方メートルの整備に当たっては、地元や企業と一体となり、地域に愛され、にぎわいと活気のある公園づくりを目指したいと考えております。

また、拠点づくりには移動環境の改善も重要な項目であることから、交通結節拠点と公共施設や病院などをつなぐ道路空間のバリアフリー化を推進し、拠点地区内での移動環境の向上や公共交通の利用促進を図ることとしています。

最後に、今後の土地の利活用推進につきましては、都市機能の集積が一層進む中、

社会情勢の急激な変化により、行政だけでは解決が難しい課題が増加し、行政の取組に住民の参画が必要となるとともに、民間事業の活性化も重要な要素となっています。町といたしましても、国や県だけでなく民間事業者の動向や社会情勢の変化、そして、防災や強靱化も考慮しながら、安心・安全で魅力ある良好な市街地を形成し、みんなの「暮らしたい」がかなうまちとなるよう各施策を推進してまいります。

答弁は以上です。よろしく申し上げます。

○議長（力山 彰君） 2回目の質問はございますか。

10番、西山議員。

○10番（西山 優君） 10番、西山です。丁寧な御答弁ありがとうございました。

続きまして、要望を申し上げたいと思います。

本町は、公共交通ネットワークも兼ね、整備されたコンパクトで暮らしやすいまちであると考えています。こうした良好な住環境を将来にわたって維持し、誰もが住み続けたいと思えるまちづくりを進めていくためにも、立地適正化計画に上げられた取組を着実に推進していただきたいと思います。

併せて、町民からの声も多い憩いの場としての公園整備や、市街地の緑化推進などにも積極的に取り組んでいただき、持続可能なまちづくりの実現をお願い申し上げ、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（力山 彰君） 以上で、第2項、土地の利活用推進に向けた取組について、

10番、西山議員の質問を終わります。

続いて、建設消防関係第3項、私有地外構構造物の安全管理と行政関与について、8番、三宅議員の質問を行います。

8番、三宅議員。

○8番（三宅健治君） 8番、三宅です。それでは、私有地外構構造物の安全管理と行政関与について、質問させていただきます。

近年、全国各地におきまして、宅地造成地に設置された擁壁や住宅に付随する外構の壁、フェンスなどの倒壊事例が散見されております。その背景には、集中豪雨や地震などの自然災害の激甚化に加え、造成から相当の年数が経過した住宅地における構造物の老朽化、排水機能の低下、さらには設計基準の変遷など、様々な要因が複合的にあると指摘されております。

本町におきましても、丘陵地を開発した住宅地が多く存在しており、これらに設置

された擁壁や、外構構造物の経年化に伴う安全確保は、将来的な防災・減災の面からも重要な課題であるのではないかと考えております。

一般に、これらの構造物は私有地内に設置されていることが多く、その維持管理については、所有者の責任によるものと理解をしております。しかしながら、万一これらが倒壊・崩壊した場合には、当該宅地のみならず、隣接地や道路などの公共空間に影響が及ぶ可能性も否定できません。特に、通学路に面した箇所については、児童生徒の安全確保の面からも看過できない課題であると認識しております。

そこで、制度面の整理としてお伺いいたします。

私有地に設置された擁壁や外構の壁、フェンス等の安全管理について、町としては関係法令等に基づき、所有者に対する助言や指導、あるいは改善を促すための働きかけを、どのような範囲で行うことが可能であると認識されているのか。行政としての関与の基本的な考えについて教えてください。

○議長（力山 彰君） 答弁。

建設部長。

○建設部長（磯亀 智君） 建設部長です。8番、三宅議員からの一般質問、私有地外構構造物の安全管理と行政関与についてに答弁いたします。

議員御指摘のとおり、近年、ブロック塀や擁壁といった外構の工作物が老朽化等によって倒壊したという報道が散見されています。平成30年には大阪府高槻市で震度6の地震によりブロック塀が倒壊し、通行中の児童が亡くなるという、大変痛ましい事故が発生いたしました。

また、昨年9月には東京都杉並区で擁壁の崩壊事故が発生いたしました。この擁壁は約60年前に築造されたもので老朽化が進み、かつ40年以上前から亀裂が確認されており、危険性が認識されていたようですが、結果的に上に建つ戸建住宅を巻き込んで崩壊してしまいました。

一般法の規定として、民法では土地の工作物等の占有者及び所有者の責任として、第717条第1項に、「土地の工作物の設置又は保存に瑕疵があることによって他人に損害を生じたときは、その工作物の占有者は、被害者に対してその損害を賠償する責任を負う。ただし、占有者が損害の発生を防止するのに必要な注意をしたときは、所有者がその損害を賠償しなければならない。」と規定されています。

ブロック塀や擁壁といった工作物が壊れて第三者に損害を与えた場合、占有者は損

害発生防止に必要な注意をした場合は、免責が認められる場合がございますが、所有者には免責事由が認められておらず、無過失でも責任を負うこととなります。このことは無過失責任とも言われますが、所有者は万一の際に知らなかったで済まされないということを認識し、工作物の管理を適切に行う必要がございます。しかし、工作物の改修には相応の費用がかかることや、建物本体の建て替えやリフォームのように日々の生活と直結したものでないため、放置されやすいのが実態となっています。

本町においては、議員御指摘の行政としての関与として、法に基づく行政指導や行政処分による対応と、補助金による誘導的な手法により対策を進めております。

法に基づく対応としては、建築基準法や宅地造成及び特定盛土等規制法に基づくものが該当します。本町の場合はいずれも処分庁は広島県となりますので、広島県へ情報共有しながら指導等をしていただいているところでございます。

また、補助金による誘導的手法として、平成31年度から、府中町ブロック塀等安全確保事業を国の社会資本整備総合交付金（住宅・建築物安全ストック形成事業）補助率2分の1を活用し、実施しております。

本事業は、ブロック塀の除却、または建て替えに要する経費の3分の2、除却上限15万円、新設上限15万円、合計上限30万円の補助を行っており、これまでの補助実績は25件となっております。

なお、県による法に基づく指導等を行うケースにおいても、町として所有者に対して適正管理のお願い文書とともに、適用可能な補助金の御案内を送付させていただき、問題の円滑な解決が図られるよう配慮しているところです。今後とも、広島県と連携して円滑な指導を実施するとともに、補助金制度等の周知を図ることで安全な住環境の実現を図ってまいります。

答弁は以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（力山 彰君） 2回目の質問はございますか。

8番、三宅議員。

○8番（三宅健治君） 8番、三宅です。御答弁ありがとうございました。

私有地に設置された外構構造物の安全管理について、民法上の所有者責任の考え方を整理してお示ししていただくとともに、処分権限を有する広島県と連携しながら、法に基づく指導と国の交付金を活用した補助制度による誘導という2つの手法を組み合わせ対応されている点について、理解することができました。

また、危険性が懸念される事案について、所有者に対して、適正管理を促す文書送付など、予防的な取組が行われていることについても、安全な住環境の確保に向けた重要な対応であると認識をしております。

そこで、2回目の質問をさせていただきます。

御説明の中で、ブロック塀の撤去等については補助金があるとのことでしたが、この補助制度は擁壁の改修や撤去にも適用されるのでしょうか。それとも、対象はブロック塀に限定されているのでしょうか。制度の適用範囲について、改めてお示してください。

○議長（力山 彰君） 答弁。

建築課長。

○建築課長（原田 司君） 建築課長です。2回目の御質問に答弁させていただきます。

現在、実施しております府中町ブロック塀等安全確保事業は、平成30年に大阪府で発生したブロック塀の倒壊事故を受けて補助制度を設けたものですので、あくまでもブロック塀のみが対象となっております。

本町では、令和8年度に全ての住宅施策の根幹となる住宅マスタープランの改定を予定しております。その中で現状の住環境課題の調査や分析を行いたいと考えております。本町では高度経済成長期に造成された住宅団地も多くあり、徐々に擁壁の老朽化等の課題が大きくなる可能性も考えられますので、当該計画の中で、擁壁の安全確保に係る他市町の補助制度、取組の状況等を研究しながら、検討を進めてまいりたいと考えております。

答弁は以上です。よろしく願いいたします。

○議長（力山 彰君） 3回目の質問はございますか。

8番、三宅議員。

○8番（三宅健治君） 8番、三宅です。御答弁ありがとうございました。

府中町は、高度経済成長期を中心に宅地開発が進んだ結果、人口が大幅に増加し、現在では人口5万人を超える町となりました。この経緯から、丘陵地の造成によって宅地化が急速に進み、それを支えるための石積み擁壁が数多く築造されてきたものと考えられます。昭和30年代から40年代の高度経済成長期から約60年が経過し、町内住宅団地における石積み擁壁の多くは、老朽化が進んでいるものと推察されます。

答弁内容を踏まえたと、現在実施されている府中町ブロック塀等安全確保事業は、

国の交付金を活用した制度であるため、補助対象がブロック塀に限定され、擁壁は対象外となっているものと理解をいたしました。そのため、擁壁への対応については、令和8年度に予定されている住宅マスタープランの改定の中で、住環境課題として、実態の把握や分析を行いながら検討していくという趣旨であると、受け止めております。

擁壁の安全確保は、将来的な防災・減災の面からも重要な課題であると考えておりますので、当該計画の中で実態の把握と課題の整理を進めていただき、本町の実情に応じた対応策について、検討が進むことを期待しております。また、特に通学路に面する擁壁については、事故が起きてから対応するのではなく、危険を未然に防ぐ予防的な取組についても、今後研究を進めていただきたいと思います。

町民の生命と安全を守るという観点から、今後の取組に期待いたしまして、私の質問を終わります。

○議長（力山 彰君） 以上で第3項、私有地外構構造物の安全管理と行政関与について、8番、三宅議員の質問を終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（力山 彰君） ここで少し早いですが、昼休憩といたします。

再開は13時からといたします。休憩。

（休憩 午前11時48分）

（再開 午後 1時00分）

○議長（力山 彰君） 休憩中の議会を再開します。

~~~~~○~~~~~

○議長（力山 彰君） 続いて、建設消防関係第4項、向洋駅周辺における再整備事業の現状と見通しについて、14番、宮本議員の質問を行います。

14番、宮本議員。

○14番（宮本 彰君） 14番、宮本です。大ラスの一般質問をさせていただきます。向洋駅周辺における再整備事業の現状と見通しについて行います。

向洋駅周辺の青崎地区は、中央をJR山陽本線が縦断しているため、鉄道による交通障害が生ずるとともに、南北方向の道路が不足しています。また、地区内の都市基盤は未整備のところが多く、住宅も密集し老朽化した建物も多数存在し、小規模な商

業施設が立地するのみで活気に欠けておりました。

そのため、向洋駅周辺土地区画整理事業を、J R 山陽本線の広島市東部地区連続立体交差事業、以後連続立体交差事業と言いますが、に合わせ駅前広場及び隣接する幹線道路等の公共施設整備と既成市街地の再編による宅地の利用増進を図り、広島都市圏東部の拠点、また府中町の南の玄関口にふさわしいゾーンとして、創出を図ることを目的として始めました。

立体交差事業は、昨年12月に鉄道4線全ての仮線路への切り替えが完了し、先月には、地域の住民を対象に工事説明会が開催され、鉄道高架工事が本格的に始まること、また工事の完成時期が3年間延伸するとの説明があり、参加者からは自分たちの生活への影響や利便性、今後の将来像とかなり白熱した質問が繰り返されておりました。

以上を踏まえて、質問をいたします。

1、鉄道高架工事は、5工区に分けて同時進行で工事が行われているため、地域住民に対しての安全対策や生活環境への配慮が必要と思われませんが、町としての対応を伺います。

2、向洋駅周辺土地区画整理事業も、事業が進み以前は多くの商店等があったところも、今は空き地が広がっています。話によると、立ち退きされた方から、また元の向洋駅前で店舗を構えたいという声や、地域住民からなじみの店がなくなって寂しいという声を聞きますが、町としての対応を伺います。

以上、答弁よろしく願いいたします。

○議長（力山 彰君） 答弁。

区画整理担当部長。

○建設部区画整理担当部長（井上貴文君） 区画整理担当部長です。14番、宮本議員からの質問、向洋駅周辺地区における再整備事業の現状と見通しについて答弁いたします。

向洋駅は大正9年に国鉄向洋駅として開業し、100年余りが経過しています。これまでの駅周辺は、小規模な商業施設が立地するのみで、地域の拠点性が薄くJ R 山陽本線の連続立体交差事業化に合わせ、土地区画整理事業を実施することで、既成市街地の再編による宅地の利用増進を図り、広島都市圏東部の拠点、また町の南の玄関口にふさわしいゾーンとしての創出を図ることを目的として、平成14年11月に都

市計画の決定を行い、事業推進をしているところでございます。

議員の質問にもございましたように、広島市東部地区連続立体交差事業は、昨年12月に、鉄道4線全ての仮線路への切り替えが完了し、今年2月には地域の住民を対象に工事説明会が開催され、約70名の方が参加されております。

内容は、1期区間における鉄道高架の工事概要や工事期間、工事施工手順についての説明でありました。参加者の方からは、工事車両や工事関係者の通勤車両が生活道路へ流入することで、交通混雑や交通安全上の問題が懸念される。騒音、振動、土ぼこりへの対策といった、工事中の安全対策や生活環境についての質問がございました。

議員からの1つ目の御質問、地域住民に対しての安全対策や生活環境への配慮について答弁いたします。

質問にありますとおり、先月、府中南公民館で開催された広島市東部地区連続立体交差事業の工事説明会の中で、1期区間約2キロメートルを5つの工区に分けて工事が行われ、府中町域では3工区で並行して工事が進められると説明がございました。その中で、工事用進入路は県道など広い道路や踏切付近を基本に、1期区間では17か所、そのうち府中町域で9か所計画され、7か所が区画整理区域内に位置しております。

府中町内で特に使用頻度が高い工事用進入路は、JR広島駅側から鹿籠踏切付近、マツダ病院入院棟の北側、JR向洋駅セブンイレブン横とされています。このため、工事期間中はJR向洋駅南口周辺において、かなりの台数の工事車両の通行が予想されます。工事に伴い近隣住民、駅利用者へ大きな影響が発生する可能性があります。工事用進入路の出入口には、交通誘導員を配置し一般通行者優先の誘導を行うとともに、工事用車両の通行は朝夕のラッシュ時や通学の時間帯を避けるなど、駅利用者や生活環境へ配慮した計画とされております。

併せて、騒音・振動対策として工事用機械は低振動・低騒音型を使用し、粉じん対策としては、工事用車両の徐行や進入路付近への散水により、粉じんの飛散防止に留意して工事を進めます。高架工事の着手以降も、引き続き県、町が連携を図りながら、安全対策の徹底や日常生活への影響が最小限となるよう、取り組んでまいります。

次に、区画整理事業との関係についてです。

昨年12月の鉄道4線全ての仮線路への切替え完了後、連立事業による既設ホーム、跨線橋撤去工事のため、駅南口側のJR沿いの道路が連立事業により通行止めとなっ

ております。今後、高架工事の本格的な着手に伴い、2033年春頃までマツダ病院入院棟裏側の線路沿い町道青崎1号線の通行止めが予定されております。

また、高架工事の本格化に合わせて、区画整理事業の街区整備も行っていくため、工事の進捗に合わせ、区画整理事業に伴う道路交通規制も行うこととなります。道路交通規制を実施する際は、広島県と十分に連携を図りながら、区画整理だよりや工事看板などにより、周辺住民、駅利用者の方々に周知するとともに、交通誘導員の配置や誘導灯、夜間照明など、安全施設を配置し安全対策を徹底してまいります。

さらに、土地区画整理事業の工事におきましても、工事用車両の通行は朝夕のラッシュ時や通学の時間帯を避けたり、騒音振動対策として工事用機械は低振動・低騒音型を使用し、粉じん対策として工事用車両の徐行や散水養生を行うなど、近隣住民の日常生活への影響を最小限となるよう、万全を期してまいります。

続いて、2つ目の質問、向洋駅周辺の商業に対する町の対応について答弁いたします。

向洋駅周辺土地区画整理事業は、本町の南端に位置し、広島市との行政界に隣接するJR向洋駅を中心とした約12.2ヘクタールの区域で、地区の大半は既成市街地であり、JRの南側は商業施設、住宅が混在し、JRの北側は住宅が大半を占め、地区の東側にはJRのグラウンド用地が位置しておりました。

本事業では、広島都市圏東部の拠点、また町の南の玄関口にふさわしいゾーンとしての創出を図るため、区域を4つのゾーンで計画し、地域拠点、都市ゾーンとしての土地利用を推進しております。

具体的には、JR向洋駅南口の南側、広島市との行政界付近は近隣住宅地のための店舗、事務所など、利便性の向上を図るため、商業、業務系、JR向洋駅南口の北側のマツダ病院側は、店舗及び沿道サービス型店舗などの利便性の向上を図るため、商業系の土地利用としております。

一方、JR向洋駅北口側は、当地区と広島市の東部地域を連絡する補助幹線道路を計画しており、道路利用者や近隣の住民に対し、日常的な店舗など利便性の向上を図るため商業系の土地利用とし、旧JRグラウンド跡地については、住宅地としての環境を守るため住居系の土地利用としております。

こうした土地利用計画の下、都市計画法に基づく住宅・商業・工業など、土地の利用目的を定めた地域区分である用途地域について、平成20年3月に、JR向洋駅北

口周辺を第一種住居地域から府中町で唯一の鉄道駅が立地する特徴を生かし、交通結節拠点として、また駅周辺のにぎわいの拠点として、権利者の方の将来の幅広い空間活用を見据えたまちづくりを推進するため、現在の近隣商業地域に変更をいたしております。

土地区画整理事業の開始当初の市街地の状況としては、区域内に建築物が401棟、店舗が148軒ございました。換地設計については、土地区画整理事業区域全体で329画地を計画し、そのうち314画地を、JR向洋駅を中心とする近隣商業地域に配置いたしております。また、画地の位置については、従前の位置付近を基本としつつ、宅地規模が大きい土地を向洋駅周辺に配置するなど、府中町の南の玄関口として、にぎわいのあふれるまちづくりを目指した計画としております。

JR向洋駅南口周辺の整備は、平成25年度以降、仮換地指定、物件移転補償、街区整備工事を進めており、広島市との行政界付近から、順次使用収益を開始しており、既に一部の画地では、商業店舗として営業を始められております。現在も画地整備の途中であり、昔のような小規模ながらも、多くの飲食店等の商業店舗が立ち並ぶ状況には至っておりませんが、店舗等の移転については、権利者の方に協力をいただきながら、影響が最小限となるよう順次物件移転補償を進めております。

現在空き地が広がっているマツダ病院の裏側については、令和4年度から物件移転補償を実施し、画地整備後の直接移転となる店舗を除き、移転がおおむね完了しております。令和8年度から街区整備を行い、街区を一体的に使用収益を開始する予定としております。一体的に使用収益を開始することで、現在のように区域内の所々に店舗が点在するのではなく、昔のように複数の飲食店が立ち並び、にぎわいのあるまちとなるよう、また、土地区画整理事業によるハード整備のみではなく、新たな町並みとなる向洋駅周辺地区の空間を生かしたにぎわいづくりについて、商工会や地元企業、関係部署と連携を図りながら、ソフト事業の検討も進めてまいります。

答弁は以上です。

○議長（力山 彰君） 2回目の質問はございますか。

14番、宮本議員。

○14番（宮本 彰君） 答弁ありがとうございました。

2月6日に行われた地域住民対象の工事説明会では、JR西日本側から日中の工事の進め方や、夜間工事の進め方等の詳細な工事内容の説明がされ、それに伴う安全対

策や騒音・振動等の対策も説明をしておりましたが、町としても区画整理工事をする際は、立体交差工事と同じように気を配って工事をされるということで、安心をいたしました。しっかりと、第三者被害のないようにやっていただきたいと思います。

また、店舗等の移転についても、権利者と情報共有し協力をいただきながら、入居する店舗側に対して、できるだけ希望や配慮をしていかれるということで、大変心強く思っております。

さて、新たな町並みとなる向洋駅周辺地区の空間を生かしたにぎわいづくりについて、商工会や地元企業、関連部署と連携を図りながら、ソフト事業の検討をしていかれるとのことでございますけれども、商工会や地元企業との連携や意思疎通はどのような方法で取られているのかお伺いしたいのと、他の地方都市の発展をしている駅付近には、必ずと言っていいほど〇〇商店街、横川商店街とかというようなものですね、などという商業施設が隣接しています。

向洋地区商工会等との意見交換や、権利者との調整も当然必要と思われませんが、土地区画整理事業の一環である、向洋駅周辺のにぎわいづくりとして、そのような構想、もしくは計画として取り入れる検討ができるのか、以上2点をお伺いします。

○議長（力山 彰君） 答弁。

区画整理課長。

○区画整理課長（大神規正君） 区画整理課長です。まず、御質問の商工会や地元企業との連携、権利者等との調整について答弁いたします。

区画整理事業では、画地整備を行った後、使用収益を開始することで権利者の方が土地を活用できるようになり、建築物の建設や店舗としての利用など、土地の有効活用が図られます。画地整備を行う際は、事前に権利者の方に対し移転補償を行います。その補償交渉では、使用収益の開始予定年度や権利画地周辺の整理予定など、将来の土地の有効活用につながるよう、必要な情報を事前に提供しているところです。

また、権利者の方々からの相談には、権利者の生活サイクル等も踏まえ丁寧に対応するとともに、商工会や地元企業との連携についても、商工会を所管する自治振興課と随時情報共有を図っているところです。今後におきましても、関係部署と連携しながら権利者の意向も配慮しつつ、地域のにぎわいづくりにつながる土地利用が図られるよう、適切に対応してまいります。

次に、向洋駅周辺のにぎわいづくりについて答弁します。

向洋駅周辺におきましては、現在、土地区画整理事業や連続立体交差事業などのハード整備を進めているところです。土地区画整理事業では、令和8年度にマツダ病院の線路側、現在空き地となっている街区を整備し、一体的に使用収益開始する予定としています。これにより向洋駅周辺の新たな土地利用が進み、駅周辺のにぎわいづくりにつながるものと考えています。

また土地区画整理事業により、向洋駅周辺には駅前広場や青崎南公園、さらには連続立体交差による鉄道高架により、高架下など新たな空間が創出されることとなります。これらの空間を効果的に活用していくことが、向洋駅周辺のにぎわいづくりに重要であると認識しています。そうしたにぎわいづくりに向けては、周辺住民の方々や駅利用者、駅周辺にお勤めの方々など、様々な人の動きを想定しながら取り組んでいくことが重要であると考えます。

これから高架工事が本格化し、土地区画整理事業の街区整備を進めていく中で機運を高め、向洋駅周辺のにぎわいづくりに向けたソフト事業についても、関係機関と連携を図りながら検討してまいりたいと考えています。

答弁は以上です。

○議長（力山 彰君） 3回目の質問はございますか。

14番、宮本議員。

○14番（宮本 彰君） 宮本です。答弁ありがとうございました。

商工会や地元企業との連携は、自治振興課と十分な情報共有をして、しっかりとやっていただきたいと思います。また、向洋駅周辺のにぎわいづくりの一つとして、マツダ病院の線路側の空き地部分を整備し、一体的に使用収益開始する予定と考えておられるようですが、なかなかいいと思います。

マツダ病院の入院棟の道路側から、マツダ病院の隣接する道路側から南方向、つまり向洋駅方向に向けて商店街ができ、アーケードであればさらにいいんですけども、そこで、地域住民の方やマツダ社員の方が食品や生活用品等のショッピングをしながら、その商店街を抜けると向洋駅の手前に青崎南公園がある。いいですね。その青崎南公園には、ベンチ等のくつろげる設備があって、さらにキッチンカーなどもあって、憩いの場になる。さらにいいですね。風景が頭に浮かびますね。夢広がります。

まあ、地域の方や商工会からもいろいろ提案もあると思います。立体交差事業も今は周りに何も無い状態ですが、実際に鉄道高架ができたり、区画整理が進んで建物が

建ってきたりすると、地域住民の方や向洋駅を利用する方たちの関心や希望が一気に高揚してきます。そのシチュエーションに合わせるように、町の市街化のイラストが駅前等に掲示できれば、さらにいいと思います。

地域住民の方が希望を持って、さらによくやってもらったと言ってもらえるようなまちづくりをしっかりとやっていただくことを要望して、終わります。

○議長（力山 彰君） 以上で、第4項、向洋駅周辺における再整備事業の現状と見通しについて、14番、宮本議員の質問を終わります。

以上で、建設消防関係の質問を終わります。

よって、日程第2、一般質問を終わります。

次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長（力山 彰君） 日程第3、議員提出第1号議案 自治制度調査研究特別委員会設置に関する決議についてを議題に供します。

本案につきましては、提出者が全員でございます。

よって、提案説明、質疑、討論を省略し、原案のとおり決したいと思います、御異議ございませんか。

○15番（田中伸武君） 議長。

○議長（力山 彰君） 何ですか。

○15番（田中伸武君） 省略せずに、きちんと提案説明し質疑・討論していただきたいと思います。

○議長（力山 彰君） 異議がありましたので、提案者の説明を求めます。

7番、木田議員。

○7番（木田圭司君） 7番、木田です。それでは、議員提出議案ですので、私のほうから説明をいたします。

なお、あらかじめ申し上げますが、本議案は全員協議会でも説明したとおり、来年度からの第5次総合計画において、単独自治の在り方検討が盛り込まれたことを受けて、議会としても他の自治体の事例も踏まえつつ、当町の現状を把握し、市制・一般市との違いを慎重かつ多角的に研究するため、特別委員会の設置を提案するものです。

それでは、以下、朗読して提案といたします。

議員提出第1号議案、自治制度調査研究特別委員会設置に関する決議について。

このことについて、府中町議会会議規則第12条の規定により提出します。

お手元の資料の3ページが提案理由です。

自治制度の在り方は、地域社会の将来に大きな影響を及ぼすものであり、町民の負託に応える基礎自治体としていかにあるべきか、調査研究を行う必要があるため、自治制度調査研究特別委員会を設置する。

お手元の2ページにすみません、戻っていただいて、自治制度調査研究特別委員会設置に関する決議について、次のとおり自治制度調査研究特別委員会を設置するものとする。

1、名称、自治制度調査研究特別委員会。

2、設置の根拠、地方自治法第109条及び府中町議会委員会条例第4条。

3、調査事項、自治制度に関する事項。

4、委員の定数、議員全員をもって構成。

5、調査期間、3の調査事項に掲げる調査が終了するまで、閉会中も継続して調査を行うことができるものとする。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（力山 彰君） 以上で提案説明を終わります。

質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） なければ質疑を終わります。

討論ございますか。

15番、田中議員。

○15番（田中伸武君） 賛成。

○議長（力山 彰君） 賛成討論ですか。

反対討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） じゃあ討論をお願いします。

○15番（田中伸武君） 特別委員会の設置に賛成の立場で討論します。

賛成の立場で当たり前なんですけどね。全員が署名して提案しとるわけですから、議会挙げて、全員挙げて、この特別委員会の設置をして研究しようと、調査しようということでもあります。

先ほどの木田委員長の説明にもありましたように、これは自治制度といっても、もちろん合併とか、今まであった議論じゃもちろんありませんよね。市制がいいのか、悪いのか。具体的に言うと、そここのところの調査特別委員会、調査研究であります。

町民挙げて、この問題を考えなきゃいけないところがもう肝でありまして、議会だけがやっても駄目だし、町長だけが進んでも駄目だし、今からみんなできちっと考えていくことが大事だろうと思うわけですね。

そうすると、やっぱり議員一人一人もこの丁寧に町民に対して説明しながら、メリット・デメリット論だとか、あるいはほかの法整備の問題だとか、他市のよその町のことだろうとか、それから、そもそも地方自治そのもの、日本この地域でどうなのかということも、丁寧にみんなで勉強して、町民と共有していくということが大事だろうと思います。

それを今日こうやって特別委員会の設置をしようというわけですから、やっぱりこのこと自体も町民に分かるように、丁寧にやっていきたいと思います。町民の中には、おまえら何なら、名前が町会議員から市会議員になりたいだけだろうとかね、あれおまえら給料が上がりただけじゃろうとか、まあいろんなことを言われる声もありますから、これは町民のために一体町がどうなるんだ、市がどうなるんだ。そこをみんなで考えることなんよということをはっきりさせて、みんなで考えていきたいと思います。

まあ、共に頑張りましょう。よろしくお願いします。

○議長（力山 彰君） ほかに討論ある方ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） それでは、以上で討論を終わります。

これより採決を行います。

ただいまの出席議員18名で、採決に加わる者17名でございます。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（力山 彰君） 全会一致でございます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

それでは、ただいまより自治制度調査研究特別委員会の正副委員長を委員会条例第

7条により互選したいと思っておりますので、第1委員会室において、自治制度調査研究特別委員会を開催いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（力山 彰君） しばらく休憩いたします。

委員会は1時45分からとしたいと思います。休憩。

（休憩 午後 1時34分）

（再開 午後 2時02分）

○議長（力山 彰君） 休憩中の議会を再開します。

~~~~~○~~~~~

○議長（力山 彰君） 休憩中に自治制度調査研究特別委員会が開催され、正副委員長が決定しましたので、発表いたします。

委員長に17番、狩野議員、副委員長に8番、三宅議員と決定いたしました。

それでは、御挨拶をお願いします。委員長からお願いします。

17番、狩野委員長。

○17番（狩野雄二君） 17番、狩野です。自治制度調査研究特別委員会の委員長に選出されました狩野です。よろしく願いいたします。

先ほど、この委員会の設置のための議案が提出されましたが、その提案理由が町民の負託に応える基礎自治体としていかにあるべきか。調査研究を行う必要があるとされていきました。町民の負託に応えられるように、議員全員でしっかりと調査研究が行える委員会運営を三宅副委員長とともに行っていきたいと思っております。

皆様方の御協力のほど、よろしく願いいたします。

（拍手）

○議長（力山 彰君） 続いて副委員長をお願いします。

8番、三宅副委員長。

○8番（三宅健治君） 8番、三宅です。副委員長に指名いただきました三宅です。

ちょっとお待ちください。その責任の重さを自覚し、狩野委員長を補佐しながら、公正で円滑な委員会運営に努めてまいります。

議員各位の御指導と御協力をお願い申し上げ、簡単ではございますが就任の挨拶とさせていただきます。

(拍手)

○議長（力山 彰君） ありがとうございます。正副委員長におかれましては、大変御苦勞をおかけいたしますが、よろしく願いいたします。

以上で、日程第3、議員提出第1号議案 自治制度調査研究特別委員会設置に関する決議についてを終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（力山 彰君） 以上で、今定例会に付議された案件の審議は、全て終了いたしました。

ここで、町長が御挨拶したいと申し出ておられます。許可をいたします。

町長。

○町長（寺尾光司君） 3月定例会閉会に当たりまして、一言お礼と御挨拶を申し上げます。

本定例会は、去る9日から本日までの9日間、令和8年度の予算審議を含めまして、報告が1件、議案23件、全部で24件の議題につきまして、議員の皆様におかれましては熱心な御審議をいただき、全てを御承認いただきました。改めて感謝とお礼を申し上げます。

新年度予算につきましては、審議過程の御意見、御要望を念頭に適正に執行してまいります。また、一般質問で提起された各種内容につきましても、しっかり受け止めさせていただき、調査研究し必要なものは施策に反映させてまいりたいと思っております。

さて、3月、4月は卒業、入学の季節であり別れと出会いの季節でもあります。行政も年度替わりということで、仕事のまとめの時期でもありまして、また人事の時期ともなります。

ここで、少し役職定年者について触れさせていただきたいと思っております。本年度末、この3月末で役職定年を迎える管理職職員は7名でございます。本日の議会が議場が最後ということになります。

御紹介したいと思います。まず、屋敷教育部長、長西議会事務局長、藤永会計室長、岡村町民生活部次長兼下水道課長、原田建築課長、宮迫政策企画課主幹、小路社会教育課主幹、それぞれ長きにわたり管理職として部下をまとめていただき、また議会においては担当業務の説明、答弁など町行政推進に大きく貢献をいただいた方々でござ

います。大変御苦労さまでございました。ありがとうございました。

(拍手)

なお、役職定年後も引き続き職員として、後輩の指導育成に御尽力いただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

そして、4月は新たな体制でのスタートとなります。来年度は、本会議で基本構想を議決いただきましたが、第5次総合計画の初年度でございます。町の将来像、『「暮らしたい」がかなうまち あきふちゅう』の実現に向けて、様々な取組に挑戦してまいりたいと思っております。

また、本日、議会においては町民の負託に応える基礎自治体の在り方を調査研究するため、自治制度調査研究特別委員会が設置をされました。狩野委員長、三宅副委員長をはじめ、議員の皆さんよろしく願いしたいと思っております。

私といたしましても、住民、そして議員の皆さんとともに、この町のさらなる発展、活性化、持続可能なまちづくりのため、しっかり汗をかいてまいりたいと思っております。今後とも、御理解、御協力を賜りますよう、よろしく願いを申し上げます。

終わりになりますが、議員各位におかれましては、健康に御留意され、元気で活躍されることを祈念いたしまして、お礼の御挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（力山 彰君） これをもちまして、令和8年第2回府中町議会定例会を閉会いたします。御苦労さまでした。閉会。

(閉会 午後 2時11分)